

# 令和元年定例会 医療保健子ども福祉病院常任委員会

## 説明資料

### 《議案補充説明》

- 1 三重県聴覚障害者支援センターの指定管理者の指定について . . . . . 1

### 《所管事項説明》

- 1 「『みえ県民カビジョン・第三次行動計画』（仮称）中間案に対する意見」への回答 . . . . . 10
- 2 みえ県民カビジョン・第三次行動計画（仮称）最終案について . . . . . 別冊
- 3 「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」（中間案）について . . . 12
- 4 「第二期三重県子ども・子育て支援事業支援計画」（中間案）について . . . 17
- 5 「第二期三重県子どもの貧困対策計画」（中間案）について . . . . . 19
- 6 「第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」（中間案）について . . . . . 24
- 7 「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画第6次計画」（中間案）について . . . . . 28
- 8 「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」中間評価および見直しについて . . . . . 33
- 9 「三重県社会的養育推進計画」（中間案）について . . . . . 38
- 10 「子どもを虐待から守る条例」の改正について . . . . . 42
- 11 「三重県地域福祉支援計画」（中間案）について . . . . . 43
- 12 「三重県再犯防止推進計画～犯罪や非行をした者を孤立させない～」（中間案）について . . . . . 53
- 13 各種審議会等の審議状況の報告について . . . . . 60

### 《別冊》

- ・（別冊1）みえ県民カビジョン・第三次行動計画（仮称）最終案【子ども・福祉部抜粋版】
- ・（別冊2）「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」（中間案）
- ・（別冊3）「第二期三重県子ども・子育て支援事業支援計画」（中間案）
- ・（別冊4）「第二期三重県子どもの貧困対策計画」（中間案）
- ・（別冊5）「第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」（中間案）
- ・（別冊6）「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画第6次計画」（中間案）
- ・（別冊7）「三重県社会的養育推進計画」（中間案）
- ・（別冊8）「子どもを虐待から守る条例 改正案」（中間案）
- ・（別冊9）「三重県地域福祉支援計画」（中間案）
- ・（別冊10）「三重県再犯防止推進計画～犯罪や非行をした者を孤立させない～」（中間案）

令和元年12月12日

子ども・福祉部

## 1 三重県聴覚障害者支援センターの指定管理者の指定について

### 1 指定管理者の指定

子ども・福祉部が所管している公の施設「三重県聴覚障害者支援センター」について、令和2年4月1日から指定管理者による管理を行わせるため、三重県聴覚障害者支援センター条例第6条第2項の規定に基づく指定管理者の指定についての議決を得ようとするものです。

### 2 対象施設

#### (1) 施設名称

三重県聴覚障害者支援センター

#### (2) 設置場所

三重県津市桜橋二丁目131番地

### 3 指定管理候補者の名称等

所在地 三重県津市桜橋二丁目131番地  
名称 一般社団法人三重県聴覚障害者協会  
代表者 会長 深川 誠子

### 4 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

### 5 指定管理候補者の審査・選定の経緯

#### (1) 指定管理者の応募状況

##### ア 募集期間

令和元年8月9日から令和元年9月9日まで

##### イ 応募者

一般社団法人三重県聴覚障害者協会（三重県津市桜橋二丁目131番地）

#### (2) 指定管理候補者の審査選定の経過

指定管理候補者の選定過程の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、外部有識者等による選定委員会を設置し、経費だけではなくサービス提供の水準なども含めて総合的な審査を行いました。

##### ア 選定委員会構成員

委員長 武田 誠一 （三重短期大学准教授）  
委員 高井 幹雄 （三重弁護士会推薦弁護士）  
委員 坂口 知子 （東海税理士会津支部推薦税理士）  
委員 辻 めぐみ （手話通訳者）  
委員 赤坂 知之 （公募）

イ 審査の経過

令和元年7月30日 第1回選定委員会（審査基準等の作成）

令和元年10月9日 第2回選定委員会（ヒアリング審査、最終審査）

ウ 提案内容及び審査の概要等

申請団体が提案した主な内容とそれを審査した基準や配点、県が求めた水準などについては、別紙「提案内容及び審査の概要」のとおりです。

エ 審査結果（評価点数 100点満点）

第1順位 一般社団法人三重県聴覚障害者協会（評価点 66.6点）

オ 指定管理候補者の選定

選定委員会の意見をふまえ、下記の団体を指定管理候補者として選定しました。

所在地 三重県津市桜橋二丁目131番地

名称 一般社団法人三重県聴覚障害者協会

代表者 会長 深川 誠子

カ 選定した理由

選定委員会の意見をふまえ、以下の理由により申請団体を指定管理候補者として選定しました。

- ・平成24年度のセンター設立時から指定管理を受託し、適切に運営してきた実績を有しており、蓄積されたノウハウの活用や事業の継続的な実施等、安定した施設運営が期待できる。
- ・申請団体は、「聴覚障害者の自立及び社会参加に関する事業を行うことにより、聴覚障害者の社会的地位の向上及び福祉増進を図り、もって公共の福祉に寄与すること」を目的とした団体であり、聴覚障がい者を取り巻く現状と課題を適切に把握し、当事者に寄り添った施設運営が期待できる。
- ・県の基本的な方向性及び運営方針に沿った提案であり、意思疎通にかかる障壁の除去や心のバリアの解消に取り組むなど、聴覚障がい者が地域で暮らしやすい三重県づくりに寄与する内容となっている。

6 期待される効果

今回、選定した指定管理候補者が管理業務を実施することにより、次のような効果を見込んでいます。

(1) 県民サービスの向上

聴覚障がい者の自立と社会参加に取り組んできた法人の特性を生かし、聴覚障がい者の多様なニーズに的確かつ効果的に対応することにより、県民サービスの向上が期待できる。

(2) 経費の縮減

職員配置の適正化や職員の資質向上等により業務の効率化が図られるとともに、コスト削減に関する職員の意識の徹底により、経費の縮減が期待できる。

## 7 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を受けた後、県と指定管理者との間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書で定める主な項目は、次のとおりです。

### (1) 県施策への配慮

障がいを理由とする差別の解消、障害者就労施設等からの優先的な調達、ユニバーサルデザインのまちづくり、少子化対策、次世代育成支援、人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、地震防災対策等の県が推進する施策に配慮した管理業務を行うよう求めます。

### (2) 情報公開及び個人情報保護

管理業務に係る情報の公開に関する規程を整備し、管理業務を開始する日から情報の公開を実施するよう求めます。

また、管理業務を実施するにあたり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な取り扱いを求めます。

### (3) 第三者による実施

指定管理者が行う業務のうち一部を専門業者等に委託する場合は、県の承認を求めます。

### (4) 施設利用者の意見等の反映

施設利用者へのサービスの向上の観点から、アンケート等により利用者の意見やニーズを把握し、その後の管理業務に可能な限り反映するよう求めます。

### (5) リスク分担

天災等により大規模な施設修繕が発生した場合等については、施設の設置者である県がリスクを負担するものとしますが、指定管理者の責めに帰すべき事由により施設等が破損した場合のリスクは指定管理者が負担するものとします。

### (6) 業務計画書の提出

指定管理者に毎事業年度提出させる業務計画書については、年度事業の概要、組織体制及び人員配置計画、収支計画等の記載を求めます。

### (7) 業務報告書の提出

四半期毎に利用者数や事業の実施状況等をまとめた業務報告書を提出するよう求めます。

#### (8) 事業報告書の提出

年度毎に管理業務の実施状況及び利用状況、管理業務に関する経費の収支状況、成果目標及びその実績、管理業務に関する自己評価等を報告するよう求めます。

#### (9) 実施状況の調査、指示等

管理業務の実施状況等の確認と評価を行うため、県は、随時、当該施設に立ち入ることができるものとします。

また、この確認と評価の結果、サービスや施設の維持管理などが一定の基準を満たしていない場合には、指定管理者に対し必要な指示又は改善勧告を行うこととします。

### 8 今後の予定

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次のスケジュールにより具体的な手続きを進めます。

令和元年	12月	指定管理者の指定
令和2年	3月	協定書の締結
	4月	指定管理者による施設管理の開始

審査基準	県が求めた水準（主なもの）	配点	主な提案内容	
			一般社団法人三重県聴覚障害者協会	
<p>1 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること</p> <p>① 公の施設としての管理運営の適正性</p> <p>ア 管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか</p> <p>イ 施設の特性や業務内容を理解しているか</p> <p>ウ 指定管理者としての意欲や熱意、責任が感じられるか</p> <p>② 県民（利用者）の平等な利用の確保</p> <p>ア 利用者が偏ることなく、公平な利用を確保しているか</p>	<p>1 施設運営の基本的な方向性（運営方針）</p> <p>(1) 基本的な方向性</p> <p>県における障がい者施策の基本方針を定めた「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の基本理念である「障がい者の有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」をめざし、情報・コミュニケーションに関する支援などを通じて、聴覚障がい者の自立と社会参加の推進を図る中心的役割を担うものとします。</p> <p>(2) 運営方針</p> <p>ア 三重県手話言語条例（平成28年三重県条例第50号）及び障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例（平成30年三重県条例第69号）に基づき、情報の利用におけるバリアフリー化等を推進するとともに、手話通訳者等意思疎通支援を行う人材の養成・派遣等を行います。</p> <p>イ ろう者、難聴者、中途失聴者、盲ろう者など、それぞれの障がいの状態に応じた情報コミュニケーション支援の環境を整え、地域生活支援等を行います。</p> <p>ウ 聴覚障がい者が気軽に生活・教育・就労等に関する相談ができ、日常生活用具の紹介や生活訓練についても適切に行えるような環境を整えます。</p> <p>エ 地震など災害発生時における聴覚障がい者の連絡拠点、支援拠点となって、関係機関と連携を図りながら支援活動を行います。</p> <p>2 公平な施設の供用</p> <p>施設の供用にあたっては、県民の利用に関し公平性を確保することとします。</p>	10点	<p>1 三重県聴覚障害者支援センターの運営上の基本方針</p> <p>「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」のために、次の運営方針に基づき、事業を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚障害者が地域社会や日常生活で抱える意思疎通の障壁を解消し、聞こえる人と聞こえない人が心のバリアをなくし、お互いに尊重し合いながら、地域社会で暮らせるよう取り組みます。</li> <li>・聴覚障害者一人ひとりが「生きがい」を感じ、「生活の質（QOL）」を高め、地域社会で活躍できるよう、意思疎通支援や相談支援、災害支援活動を通して支援を行います。</li> <li>・聴覚障害者や県民の視点に立った運営を行い、共生社会の実現のため、公共心を持ち、三重県の社会資源としての役割を担い、事業を総合的かつ計画的に進めます。</li> </ul> <p>センターの管理運営にあたり、聴覚障害者及び聴覚障害当事者団体、県民等からの要望や意見を集約し、適切に運営及び事業に反映させ、サービス提供の向上に努めます。また、地域社会に聴覚障害者に対する理解を深め、地域や関係機関、団体等と連携を図り、幅広い視野を持って支援できるよう、センターの専門性の向上や自己研鑽に努めます。</p> <p>2 県民の公平な利用の確保についての方策</p> <p>県民の平等かつ公平な利用の機会が確保された施設運営の責務を果たすため、次に掲げる方策を行い、県民の平等かつ公平な利用の機会が確保された施設運営を行います。</p> <p>(1) センターの設置目的（役割）の説明と周知</p> <p>センター条例や利用等に関する規則を十分理解し、センター事業業務や施設及び設備、また情報機器の貸出し等について、センターホームページ等で広く周知し、平等かつ公平・公正な利用の確保に努めます。</p> <p>(2) 苦情、意見、要望等への対応</p> <p>センター利用に係る苦情や意見・要望について、聞き取りなどを行い、相手の意思を最大限尊重しながら、誠実に話し合いを持ち、相手の理解が得られるよう懇切丁寧に対応します。</p> <p>(3) センターの周知や利便性向上</p> <p>広く県民にセンターを周知し、利用を喚起するため、「センターだより」を作成するほか、センターホームページまた各種メディア等を積極的に活用し、年間240回以上の情報発信を行います。</p>	7.4点
<p>2 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること</p> <p>① 安全かつ快適な施設管理の確保</p> <p>ア 利用者の安全の確保、事故防止が適切にされているか</p> <p>イ 施設等の破損箇所・不良箇所等の点検やその対応方針が明確か</p> <p>② 適切な運営管理の確保</p> <p>ア 緊急時等における対応方針など危機管理への対応は十分か</p> <p>イ 個人情報保護の体制は適正か</p> <p>ウ 環境に配慮した管理運営や取組がなされているか</p>	<p>1 維持管理及び修繕に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理物件を良好に維持管理してください。</li> <li>・利用者の安全確保、事故防止対策を講じてください。</li> <li>・危険箇所・破損箇所・不良箇所の早期発見に努め、発見した場合には迅速に適切な措置を講じてください。</li> <li>・維持管理及び修繕を行うにあたっては、利用者の妨げにならないように配慮してください。</li> <li>・センターの施設及び設備に関する保守管理費及び光熱水費等の維持管理に関する経費については、センターの面積に応じた負担を、三重県又は三重県社会福祉会館全体の維持管理を受託する法人その他の団体（以下「法人等」という。）の請求に基づき指定管理料から支払うこととします。</li> </ul> <p>2 個人情報の取扱い</p> <p>指定管理者は、三重県個人情報保護条例（平成14年三重県条例第1号）第13条第4項で準用する同条第1項から第3項までの規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、センターの管理に関して知り得</p>	15点	<p>1 利用者の安全の確保、事故防止</p> <p>利用者の安全確保を最優先とし、訓練・研修により職員の危機対応能力を高めるとともに事前および事後の対策を強化することにより、不測の事態へ備えます。</p> <p>2 危機管理対策</p> <p>危機管理担当者を定め、危機管理体制を構築するとともに、危機管理マニュアルを作成し、自然災害、事故等あらゆる緊急かつ不測の事態が起きたときは、早急に適切な措置を講じたうえ、県をはじめ関係機関に通報するとともに、利用者の安全確保を図ります。</p> <p>3 利用者の事故発生や、災害など緊急時の対応への備え</p> <p>不測の事態に備え、避難訓練に参加し、避難経路や誘導方法、AED（自動体外式除細動器）の場所を熟知します。また、台風や豪雨による警報発令、震度4以上の地震が発生した場合、センターを一時閉館し、センター内や周囲の安全を確認し、利用者や職員の安全確保に努めます。</p> <p>4 危険箇所の発見とその対処</p> <p>利用者への事故を未然に防ぐために、危険箇所チェックリストを作成し、リストに基づき、職員が日常的に危険箇所を点検します。危険箇所が発見された場合は、速やかに危機管理担当者に報告するとともに、危険物の除去や危険箇所の修繕を行います。</p>	9.6点

審査基準	県が求めた水準（主なもの）	配点	主な提案内容 一般社団法人三重県聴覚障害者協会	
るか	た情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはなりません。  3 環境配慮の推進 施設の管理にあたっては、電気等の効率的な利用、廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進、グリーン購入などの環境配慮を行うこととします。		5 個人情報保護 個人情報保護マニュアルを作成し、情報の取り扱いについて方針や基準を定め、個人情報の保護管理について徹底します。  6 環境に配慮した維持管理 環境への負荷の削減、地球温暖化防止のため、センター内の電気及び空調等をこまめに消し、三重県エネルギー対策本部が推奨する設定温度（夏季28度、冬季20度）に準ずる等、節電に努めます。また、消耗品の購入には、環境に配慮し「グリーン商品」の購入を心がけるとともに、廃棄物の発生抑制、繰り返し使用可能な文具等、エコへの推進や環境への配慮を行います。	
3 事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること	1 業務の内容（要求水準） (1) 字幕映像ライブラリー作品の製作・貸出に関する業務 ・字幕映像ライブラリー作品の製作（年24本程度） ・字幕映像ライブラリー作品の管理と貸出（年400本程度） ・字幕映像ソフト製作編集システム保守業務 (2) 手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳・介助員の養成に関する業務 ・手話通訳者の養成（毎年度） ・要約筆記者の養成（隔年度） ・盲ろう者通訳・介助員の養成（隔年度） ・手話通訳者等及び盲ろう者通訳・介助員のスキルアップ研修（受講申込者数年360人程度） (3) 手話通訳者等及び盲ろう者通訳・介助員の派遣に関する業務 ・手話通訳者等及び盲ろう者通訳・介助員の登録 ・手話通訳者等の派遣及び盲ろう者通訳・介助員の派遣（総派遣時間年2、500時間程度） (4) 地域生活の支援に関する業務 ・情報支援機器の貸出 ・日常生活用具の展示、紹介 ・各種相談の実施（定期的相談会開催 週1回程度、ICTを活用した遠隔手話相談 週1回程度） ・生活訓練の実施（年7日程度） ・各種情報の発信 (5) 災害発生時における被災者支援に関する業務 ・安否確認及び避難所支援（支援サポーター登録者数100人程度） (6) 地域活動の活性化に関する業務 ・手話サークル等地域活動団体の交流促進（随時） ・手話サークル等地域活動団体への情報提供（随時）	45 点	1 センター事業の実施に関する事項（年度目標） (1) 字幕映像ライブラリー作品の製作・貸出に関する業務 ・字幕映像ライブラリー作品の製作（年24本） 聴覚障害者・児にとって情報支援が必要と思われる映像作品に、手話や字幕を付けた映像製作等を行います。また、県民へ手話や聴覚障害について広く啓発、手話学習ができる映像作品を製作します。 ・字幕映像ライブラリー作品の管理と貸出（年400本） 貸出利用を促進するため、センターのホームページから字幕映像ライブラリーの作品リストを閲覧できるようにするとともに、新着や話題性が高いと思われる作品をセンターだよりやホームページで紹介し、利用の促進を図ります。また、三重県立聾学校等で字幕映像ライブラリーの出張貸出を行うことで、聴覚障害児も含めた幅広い年代の利用を促進します。 (2) 手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳・介助員の養成に関する業務 ・手話通訳者の養成（毎年度） 養成講座の期間は2年、定員は12名以内とし、毎年度開講します。 講座の全日程を70%以上出席した修了者に対して全国手話研修センター主催の「手話通訳者全国統一試験」を実施し、合格者を県又は市町の手話通訳派遣者名簿に登録することとします。 ・要約筆記者の養成（隔年度） 養成講座の期間は2年、定員は手書き、パソコンそれぞれ12名以内とし、隔年で開講します。 講座の全日程を80%以上出席した修了者に対して要約筆記者認定協会主催の「全国統一要約筆記者認定試験」を実施し、合格者を県又は市町の要約筆記派遣者名簿に登録することとします。 ・盲ろう者通訳・介助員の養成（隔年度） 養成講座の期間は2年、定員は10名以内とし、隔年で開講します。 講座の全日程を80%以上出席したものを修了者とし、県名簿に登録することとします。 ・手話通訳者等及び盲ろう者通訳・介助員のスキルアップ研修（受講申込者数年360人程度） 手話通訳者等及び盲ろう者通訳・介助員が通訳現場でより良い円滑な意思疎通支援が行えるよう、知識や技術向上、健康管理について研修等を行います。また、試験強化学習会を実施し、手話通訳者等の増加を図ります。 (3) 手話通訳者等及び盲ろう者通訳・介助員の派遣に関する業務（総派遣時間年2、500時間） ・手話通訳者等及び盲ろう者通訳・介助員の登録 手話通訳者等及び盲ろう者通訳介助員の県登録を推進するとともに、県登録者の健康管理を行います。 ・手話通訳者等の派遣 複数市町の聴覚障害者が参加する障害者団体等の行事や研修、講演等の場面で、聴覚障害者と聞こえる方の双方が意思疎通を円滑に図ることを支援するため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。 ・盲ろう者通訳・介助員の派遣 盲ろう者のコミュニケーション支援や外出をサポートする盲ろう者通訳・介助員を、盲ろう者からの派遣申請に応じて派遣します。	30.2 点
① 施設の効用の最大限発揮及び県民サービスの向上				
ア 提案された事業は、業務基準を満たし、かつ実現可能なものか				
イ 利用者を増やす具体的な取組が提案されているか				
ウ 利用者の声を把握し、利用者サービス向上に繋げる積極的な姿勢が見られるか				
エ 広く県民に対する情報提供（広報等）や情報発信について具体的に提案されているか				
オ 施設の稼働率を高めるための具体的な提案がされているか				
カ 施設の効用を高めるための他機関や団体との連携が具体的に提案されているか				
キ 災害発生時における施設の役割と体制が提案されているか				
ク 施設の機能を活用した具体的な独自提案（自主事業）がされているか				
ケ 達成目標は、適切に設定されているか				
	2 サービスの向上、安全の確保 施設を清潔に保つとともに、来館者に対するサービスの向上と安全の確保を図り、利用者の増加に努めてください。また、各種トラブル、苦情等には、迅速かつ適切に対応してください。			

審査基準	県が求めた水準（主なもの）	配点	主な提案内容 一般社団法人三重県聴覚障害者協会	
	<p><b>3 利用者の声の把握</b> センターの利用者へのサービス向上等の観点から、アンケート等により、センター利用者の意見・苦情等の聴取結果及び業務の改善への反映状況について、県に報告していただきます。</p> <p><b>4 自主事業の実施</b> 指定管理者は、センターの設置目的に合致し、かつ管理運営業務の実施を妨げない範囲において、自主事業を実施することができます。</p> <p><b>5 指定期間を通じて達成すべき成果目標</b> (1) 施設利用者数： 令和2年度 4,500人以上 令和3年度 4,550人以上 令和4年度 4,600人以上 令和5年度 4,650人以上 令和6年度 4,700人以上 (2) 字幕付映像等聴覚障がい者が受け取りやすい方法による情報発信回数：年240回以上</p>		<p>(4) 地域生活の支援に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報支援機器の貸出 聴覚障害者の意思疎通や社会参加を支援するため、聴覚障害者が参加する行事や会議、研修会等に情報支援機器の貸し出しを行います。</li> <li>・日常生活用具の展示、紹介 聴覚障害者向けの日常生活用具（補聴器、フラッシュランプ、聴覚障害者用目覚し時計等）の現物やパンフレットを展示及び紹介し、一部の機器については貸し出しを行います。</li> <li>・各種相談の実施（定期的相談会開催 週1回、ICTを活用した遠隔手話相談 週1回） 聴覚障害者の日常生活に関する相談、補聴器など聞こえの悩み相談などに対し、聴覚障害者当事者であり、相談支援の技術を身につけている聴覚障害者相談員を配置します。 また、司法など高度な相談に対応できるよう、関係機関などの連携を構築するとともに、専門家及び学識経験者による相談員のセンター登録を推進します。 遠隔地に居住していたり、高齢などが理由で移動困難である聴覚障害者等からの相談に対応できるよう、ウェブカメラ付き機器等を設置し、ICT（テレビ電話等）を活用した手話による相談を行います。</li> <li>・生活訓練の実施（年7日） ろう者や難聴・中途失聴者、盲ろう者のコミュニケーション能力向上の一環として、日常会話で使用する簡単な手話や触手話、日常生活支援機器を学び、聴覚障害者等が地域社会で円滑に生活を送るためのコミュニケーションスキルを得られる訓練を実施します。</li> <li>・各種情報の発信 県等が制作した行政情報や文化活動、防災や啓発情報等に手話または字幕を付けて、センターホームページ、メール、センターだよりで配信するとともに、自治体や公共施設等が制作、配布する啓発ビデオ等に依頼に応じて、手話や字幕を付け、インターネット等による情報配信を行います。</li> <li>・心のバリアフリー講座の実施 県民や地域住民を対象に心のバリアフリー講座を開催し、聴覚障害者が地域で暮らすにあたり、社会的障壁によってどんな困りごとや痛みがあるのかに気づき、また聴覚障害者と共に学びながら対話する機会を提供することで、双方が地域で共生できる社会づくりを推進します。</li> </ul> <p>(5) 災害発生時における被災者支援に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安否確認及び避難所支援（支援サポーター登録者数 100人程度） 災害発生の際、市町との連携により聴覚障害者の安否確認を行うとともに、問い合わせ対応など、情報発信の拠点となる活動を行います。また、避難所で生活する聴覚障害者への支援を行うため、支援チームを発足させて巡回支援を行います。 なお、早急に上記の聴覚障害者への安否確認や支援活動を行えるよう、県内市町と災害に関する協定の締結を行い、市町から災害時要援護聴覚障害者名簿の提供を受け、マニュアルを作成し、災害時には市町との連携しつつ支援活動を行います。 また、支援活動を行うにあたり、聴覚障害者災害支援サポーターの登録を推進し、災害時の支援活動の際、サポーターと連携を取りながら支援活動を行います。</li> </ul> <p>(6) 地域活動の活性化に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手話サークル等地域活動団体の交流促進（随時） 県内で活動を行っている聴覚障害者団体また手話・要約筆記サークル等のリストを作成し、センターホームページ等で周知します。また、「センターまつり」行事を開催し、県民と県内各地域で活動する聴覚障害者団体や支援団体及び聴覚障害者が年に1回程度交流できる機会を設けます。</li> <li>・手話サークル等地域活動団体への情報提供（随時） 県内で活動を行っている聴覚障害者団体また手話・要約筆記サークル等の行事やイベント等を依頼に応じて、センターホームページ等で周知し、双方の情報交換や提供が円滑に進むよう図ります。 また、全国や県内の聴覚障害等に関する情報を収集し、それを聴覚障害者団体また手話・要約筆記サークル等に提供し、活動の活性化を図ります。</li> </ul>	



審査基準	県が求めた水準（主なもの）	配点	主な提案内容 一般社団法人三重県聴覚障害者協会	
			<p>2 施設の機能を活用した県民サービスの向上につながる自主事業の実施について 聴覚障害者と意思疎通を図る必要がある企業や団体からの手話通訳者等の派遣依頼に応じて、県登録手話通訳者等の派遣を行います。 また、手話通訳者等の派遣コーディネートをを行う担当者を設置できない市町と意思疎通支援事業の委託契約を結び、センターが派遣業務を行うことで、当該市町在住の聴覚障害者がスムーズに手話通訳者等の派遣を受けられるようにします。</p> <p>3 利用者の増加に向けた取組について ・センターの周知と新規利用者の開拓 多くの人が集まる県又は市町の行事等（「県民の日」行事等）に出展し、センターや事業のPRを行うなど、広く周知徹底を図り、新規利用者の開拓に努めます。 ・利用満足度の高いコミュニケーション対応環境の構築 聴覚障害者のそれぞれのコミュニケーション手段に対し、手話、筆談等で対応ができるよう、窓口にヒアリンググループや会話補助装置、筆談ボードの複数設置や、職員が手話や筆談で対応できる環境を整えます。 ・センターパンフレットの作成と配布 センターの概要や事業内容を紹介したパンフレットを、自治体や公共施設、福祉機関、補聴器代理店や耳鼻科のある病院に配布することで、センターの周知及び利用促進を図ります。 ・談話スペースの活用、視聴 談話スペースを設け、机、椅子、聴覚障害関連書籍棚、字幕映像ライブラリー作品棚を設置し、誰もが気軽に利用できる場を設けます。また、障害者放送通信機構が放送する「手話と字幕の番組目で聴くテレビ」の視聴ができるよう、環境を整えます。</p> <p>4 利用者の声の把握と管理運営への反映方策について センターまつりやセンターホームページ等でアンケートを実施し、利用者からの意見・要望を収集、分析を行い、ニーズや意見をセンター事業に反映また改善に努めていきます。 また、手話通訳者等の派遣や養成に関する業務を行うにあたり、当事者や手話通訳者等で構成する班を設け、班委員からの意見を基に自己評価を行いながら、更なる業務の改善を図っていきます。</p> <p>5 施設の稼働率を高めるための方策について (1) センターの特性を活かした利用促進 赤外線補聴システムが設置されているボランティア作業室や研修室を聴覚障害者団体や支援団体に貸し出し、施設の有効利用を図ります。 (2) 研修の場の提供と活用促進 聴覚障害への理解や啓発の更なる促進を図るために、センター見学や聴覚障害についての体験や講義を中心とした課外授業や研修等の実施を教育機関に働きかけ、研修の場を提供します。 (3) 関係機関や専門機関との連携 センターの事業を実施するにあたり、日本聴覚障害者ソーシャルワーカー協会等のさまざまな福祉機関と連携を持ち、事業の実施効果を高めていきます。</p> <p>6 達成目標について (1) 施設利用者数： 令和2年度 4,500人以上、令和3年度 4,550人以上、令和4年度 4,600人以上、 令和5年度 4,650人以上、令和6年度 4,700人以上 (2) 字幕付映像等聴覚障がい者が受け取りやすい方法による情報発信回数：年240回以上</p>	
4 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の節減を図るものであること	1 指定管理に係る指定管理料 県が指定期間中に支払う施設の管理に要する経費（以下「指定管理料」という。）の総額は、次に示す額を上限とします。	10点	1 コスト削減の考え方 (1) 業務の効率化と軽減化 適切な職員配置及び情報の一元化により、業務の効率化を推進させるとともに、業務品質を低下させることなく、事務処理の減量・効率化に取り組みます。なお、専門性が低い事務業務は複数の職員と共	6.2点

審査基準	県が求めた水準（主なもの）	配点	主な提案内容 一般社団法人三重県聴覚障害者協会	
① 施設の管理にかかる経費の節減 ア 具体的な経費節減の計画があり実行可能な内容か イ 事業を積極的に受託し、経費節減につなげているか	なお、各年度において県が指定管理者に支払う指定管理料は、各会計年度の予算の範囲内において別途締結する年度協定に基づき支払います。 指定管理料の額：148,950千円以内（5年間） （内訳）令和2年度 29,790千円 令和3年度 29,790千円 令和4年度 29,790千円 令和5年度 29,790千円 令和6年度 29,790千円		同作業を行い、迅速に終わることで、事務処理時間及び単価の短縮化を図ります。 また、職員研修などを活用し、業務の処理能力の向上を図ります。 （2）物品調達や設備の維持管理等における経費節減 物品調達においては競合を原則とすることで調達費用を抑え、消耗品等の物品調達については、在庫管理を徹底し、余剰が出ることを無いうやむを得ず。また、職員一人ひとりが、環境やコスト削減意識の向上を図り、空調設備、電気・水道等の節電・節水に努めます。 （3）施設や設備、機器の長寿化による経費削減 施設や設備、機器の経年劣化をできるだけ抑える長寿化を視野に入れ、不具合の早期発見を心がけ、日常的に小規模修繕を実施し、大規模修繕につながることを極力減らし、修繕費用の経費削減に努めます。	
5 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政基盤を有していること ① 管理体制の確保 ア 専門職員の確保など適切な組織体制、責任体制が確保されているか イ 職員の人材育成、研修計画は適切なものとなっているか ② 経営能力 ア 安定的な運営ができる経営的基盤となっているか イ 施設の管理運営にかかる実績があるか	1 身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準 第40条 聴覚障害者情報提供施設には、施設長その他当該聴覚障害者情報提供施設の運営に必要な職員を置かなければならない。 2 視聴覚障害者情報提供施設等の設備及び運営について 第四 聴覚障害者情報提供施設 四 職員 情報提供施設には、施設長、事務員、その他事業の運営に必要な職員を置くものとする。 また、施設長は、聴覚障害者の福祉の増進に熱意があり、かつ、聴覚障害者の情報対策や文化活動等に幅広い識見を有する者でなくてはならない。	20点	1 人員の確保及び採用に関する方針 センターの運営管理や事業実施に必要な人材確保にあたり、次の要件を満たす人材を確保し、適正配置を行い、適切な管理運営に努めます。 ・センター長(常勤) 1名 ・センター主任(常勤) 1名 ・派遣担当職員(常勤) 1名 ・養成担当職員(非常勤) 1名 ・生活支援担当職員(非常勤) 1名 ・相談支援担当職員(非常勤) 1名 ・事務担当職員(非常勤) 1名 2 職員の人材育成、研修計画について 職員研修は、センター業務に求められるニーズを踏まえ、外部専門研修等への参加を積極的に促し、職員の資質向上を図ります。	13.2点
総合審査結果		100点		66.6点

指定管理候補者とした団体の名称等

団体の名称等	三重県津市桜橋二丁目131番地 一般社団法人三重県聴覚障害者協会 会長 深川 誠子
選定委員会の講評	選定委員会において審査を行った結果、次の理由により一般社団法人三重県聴覚障害者協会が指定管理候補者として相応しいと判断しました。 ・平成24年度のセンター設立時から指定管理を受託し、適切に運営してきた実績を有しており、蓄積されたノウハウの活用や事業の継続的な実施等、安定した施設運営が期待できる。 ・申請団体は、「聴覚障害者の自立及び社会参加に関する事業を行うことにより、聴覚障害者の社会的地位の向上及び福祉増進を図り、もって公共の福祉に寄与すること」を目的とした団体であり、聴覚障がい者を取り巻く現状と課題を適切に把握し、当事者に寄り添った施設運営が期待できる。 ・県の基本的な方向性及び運営方針に沿った提案であり、意思疎通にかかる障壁の除去や心のバリアの解消に取り組むなど、聴覚障がい者が地域で暮らしやすい三重県づくりに寄与する内容となっている。 なお、以下の点について、より適切な事業実施に努められたい。 ・事業の実施にあたっては、県が求める成果目標のみならず、自主的な目標を設定のうえ、それらの達成に努め、施設の効用の最大限の発揮及び県民サービスの向上に取り組むこと。 ・センターに求められる役割や専門性を踏まえ、計画的な人材育成及び資質向上に取り組むこと。

1 「『みえ県民カビジョン・第三次行動計画』（仮称）中間案に対する意見」への回答

【医療保健子ども福祉病院常任委員会】

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
131	地域福祉の推進	子ども・福祉部	主指標について、「市町地域福祉計画の策定数」を目標項目に選定しているが、計画策定によって、それぞれの地域に応じた包括的な支援体制がどの程度図られたかといった具体的な効果が分かるような目標項目となるように検討されたい。	地域共生社会の実現に向けては、各地域において包括的な支援体制が図られることが重要です。そのためには、地域福祉の推進主体である地域住民等との合意形成のもと、全市町において地域福祉計画が策定されることが不可欠です。 このことから、「市町地域福祉計画の策定数」を主指標としています。
133	児童虐待の防止と社会的養育の推進	子ども・福祉部	主指標について、「里親・ファミリーホームでケアを受けている要保護児童の割合」を目標項目に選定しているが、児童虐待によって社会的養護が必要となる子どもが多いこと等をふまえ、まずは児童虐待を防ぐという視点での目標項目となるように検討されたい。	虐待被害から子どもを守るには、児童虐待の未然防止や早期発見等が重要ですが、そのためには、市町の子ども家庭支援体制の充実が必要になると考えています。 そのため、副指標としていた「児童虐待の早期対応力強化に取り組む市町数」を主指標としました。 なお、代替養育を必要とする子どものためにも、本指標は副指標として、里親委託等の取組をさらに充実させていきます。
231	県民の皆さんと進める少子化対策	子ども・福祉部	各指標の目標項目について、子どもの視点に立った項目が選定されていないが、児童福祉法の改正により、子どもは権利の主体であることが示されたことも十分に考慮したうえで目標項目を検討されたい。	「みえの子ども応援プロジェクト」は、子どもを権利の主体として尊重することを基本理念の一つとする「三重県子ども条例」に基づいて取り組むものです。このプロジェクトに参加する企業・団体が増えることにより、子ども条例の基本理念の実現につながると考えており、副指標としています。

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
233	子育て支援と幼児教育・保育の充実	子ども・福祉部	<p>主指標について、「保育所等の待機児童数」を目標項目に選定しているが、現在の待機児童の大半が0歳児から2歳児までであり、その幼児を保育所等に預けることが幼児教育の充実につながるとは限らないとの考え方もあることから、主指標の目標項目とすることについて再度検討されたい。</p>	<p>子育て家庭の保育所等への入所希望をかなえるため、待機児童の解消を主指標とし、受け皿の確保に取り組んでいきます。</p> <p>なお、低年齢児保育については、色々な考え方がありますが、国の指針等においても、保育所は幼児教育を行う施設であると明記されており、0～2歳児それぞれの発達に応じた保育で、3歳児以降の幼児教育や小学校へとつなげていくよう示されています。このため、副指標に「保育士等キャリアアップ研修の修了者数」を設定し、質の向上にもあわせて取り組んでいきます。</p>

### 3 「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」(中間案)について

「子どもスマイルプラン」は県の少子化対策計画であり、また次世代育成支援対策推進法に基づく三重県次世代育成支援行動計画であるとともに、関連する「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」や「三重県子どもの貧困対策計画」、「三重県ひとり親家庭等自立促進計画」、「三重県社会的養育推進計画」などの内容を含む計画です。このたび、計画の中間案を取りまとめました。(別冊2のとおり)

#### 1 計画策定のポイント

##### (1) 現行プランの成果や課題、社会経済情勢等をふまえて策定

「第一期スマイルプラン」の取組の成果と今後の課題を検証するとともに、少子化の動向や子どもを取り巻く環境、社会経済情勢をふまえて策定しました。

##### (2) 基本的な考え方「『縁を育む、縁で支える』『協創』の視点」(別冊2 P27)

希望する誰もが子どもを産み、子育てしやすいと感じられる社会を実現するためには、複雑化・複合化した課題を全体的にとらえた上で、行政だけではなく、全ての人びとが立場や世代を超えて「縁」を育み、社会全体で子ども・子育てを支えていくという気運の醸成が求められます。

このことから、子どもや子育てに係る取組を進めるにあたって、課題解決のためにさまざまな主体と「協創」し、その「協創」をより進めるために、「縁を育む、縁で支える」という視点を各取組の方向性として取り入れました。

#### 2 中間案の概要

##### 第1章 計画の策定にあたって(別冊2 P1~2)

計画策定の趣旨として、さまざまな主体との協創のもと、結婚や妊娠、子育てなどに関する県民の希望の実現をめざすための取組を示した中期計画である旨、また、計画の位置づけ、計画期間(令和2年度~令和6年度の5年間)を記載しています。

##### 第2章 第一期スマイルプランの総括と今後の課題

##### (1) 第一期スマイルプランを振り返って(別冊2 P3~10)

14の「重点的な取組」の達成状況と2つの総合目標(「合計特殊出生率」、県民意識調査結果「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」)の結果から、「第一期スマイルプラン」の総括を行っています。また、「重点的な取組」を中心に、各取組のこれまでの成果や課題等を記載しています。

## (2) 少子化の動向や子どもと子育てを取り巻く環境等（別冊2 P11～24）

出生数や合計特殊出生率、家族類型別世帯数、現在参加している子育て活動など少子化の現状等に関するデータをグラフを使って説明しています。

## 第3章 計画のめざすべき社会像と基本的な考え方（別冊2 P25～31）

「めざすべき社会像」や計画推進の原則、計画全体を包含する数値目標として2つの総合目標を設定することなどを記載しています。

## 第4章 ライフステージごとの取組および環境の整備等（別冊2 P32～54）

「子ども・思春期」「若者／結婚」「妊娠・出産」「子育て」のライフステージごとに「働き方」も含め、少子化対策や子どもの豊かな育ちにつながる項目について、「5年後のめざす姿」「現状と課題」「主な取組内容」を記載しています。あわせて、安心して子育てができる環境整備や、外国人住民が安心して出産・子育てできる環境づくりにかかる取組を記載しています。

## 第5章 重点的な取組（別冊2 P55～87）

「ライフステージごとの取組」のうち、解決を図る必要性と優先度が高く、今後5年間で集中的に取り組む内容を「重点的な取組」として位置づけ、「5年後のめざす姿」「現状と課題」「主な取組内容」に加え、取組方向としての「『縁を育む、縁で支える』『協創』の視点」、取組の進展度を測るための「重点目標」「モニタリング指標」を記載しています。

第4章と第5章の関係は【別紙1】のとおりです。

また、「重点的な取組」の「主な取組内容」および「重点目標」は【別紙2】のとおりです。

## 第6章 計画を推進するために（別冊2 P88～89）

計画を推進するために、庁外（子育て、医療、教育等の関係機関・団体、企業、市町等）や庁内と連携すること、計画の進行管理としてPDCAのサイクルを回し、進捗状況等を県議会に報告するとともに、ホームページ等を通じて県民に公表することなどを記載しています。

## 3 今後の予定

令和元年	12月	パブリックコメント実施
令和2年	2月	三重県少子化対策推進県民会議・計画推進部会（最終案）
	3月	常任委員会（最終案）
		計画の策定

## 第4章（ライフステージごとの取組および環境の整備等）と第5章（重点的な取組）の関係

第4章（ライフステージごとの取組および環境の整備等）	第5章（重点的な取組）
<p><b>【子ども・思春期】</b></p> <p>(1) ライフデザインの促進  (2) 子どもの貧困対策  (3) 児童虐待の防止  (4) 社会的養育の推進  (5) 子どもの育ちを支える取組の推進  (6) 不登校やいじめ等への対応  (7) 健全育成の推進</p> <p><b>【若者／結婚】</b></p> <p>(1) 若者等の雇用対策  (2) 出逢いの支援  (3) 困難を有する子ども・若者への支援  (4) 自殺対策</p> <p><b>【妊娠・出産】</b></p> <p>(1) 不妊に悩む家族への支援  (2) 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実  (3) 周産期医療体制の充実</p> <p><b>【子育て】</b></p> <p>(1) 幼児教育・保育、放課後児童対策などの子育て家庭の支援  (2) 男性の育児参画の推進  (3) 小児医療の充実  (4) 医療的ケアが必要な子どもへの支援  (5) ひとり親家庭等の自立促進  (6) 障がい児施策の充実</p> <p><b>【働き方】</b></p> <p>(1) 子育て期女性の就労に関する支援  (2) 長時間労働の抑制などワーク・ライフ・バランスの推進  (3) ハラスメントのない職場づくり</p> <p><b>【環境の整備等】</b></p> <p>(1) 安全・安心のまちづくり等環境整備  (2) 外国人住民が安心して出産・子育てできる環境づくり</p>	<p>重点的な取組1  重点的な取組2 および6  重点的な取組3  （一部）重点的な取組8</p> <p>重点的な取組4</p> <p>重点的な取組5  重点的な取組6  重点的な取組7</p> <p>重点的な取組8</p> <p>重点的な取組9</p> <p>重点的な取組10  （一部）重点的な取組1  （一部）重点的な取組10</p> <p>重点的な取組11  重点的な取組11  重点的な取組11</p>

## 第二期スマイルプランの「重点的な取組」概要

	主な取組内容	重点目標
1 子どもの貧困対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールソーシャルワーカー等の配置、就学等の援助</li> <li>・生活に関する相談、社会との交流の機会の提供</li> <li>・保護者に対する職業訓練の実施、就職のあっせん</li> <li>・各種手当等の支給、貸付金の貸与</li> </ul>	子どもの貧困対策計画を策定している市町数
2 児童虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・AI技術の活用によるリスクアセスメントツールの精度向上、法的対応や介入・支援の機能分化</li> <li>・児童福祉司などの増員による児童相談所の体制強化</li> <li>・市町職員の相談対応スキルの向上のための支援</li> <li>・子どもの権利擁護のための多機関連携、協同面接、アドボカシーの推進、家庭復帰プログラム</li> </ul>	児童虐待の早期対応力強化に取り組む市町数
3 社会的養育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フォスターリング体制構築の推進、里親登録者の拡大や里親の養育技術向上等への取組</li> <li>・児童養護施設等の小規模グループケア化や地域分散化等の推進、施設機能の高度化・多機能化に向けた取組支援</li> <li>・施設退所後の就労や生活の支援を含めた要保護児童等の自立支援の体制整備</li> </ul>	児童養護施設・乳児院の多機能化等の事業数（累計）
4 若者等の雇用対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・能力開発の機会提供など不本意非正規雇用者の就労支援</li> <li>・「おしごと広場みえ」における就労支援サービスの提供、インターンシップ情報サイトの運用</li> <li>・就労体験等の受入先となる企業の開拓や企業とのマッチングなど就職氷河期世代の就労支援</li> <li>・南部地域市町における地域の企業の情報発信等の支援</li> <li>・農林水産業への新規就業の推進、雇用力のある経営者等の育成、スマート農林水産業の推進</li> </ul>	県内外の高等教育機関卒業生が県内企業等に就職した割合
5 不妊に悩む家族への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不妊専門相談センターでの相談や情報提供</li> <li>・不妊・不育症治療費用への助成</li> <li>・企業や働きながら治療を受ける方への相談体制の充実、企業向け講演会等による情報提供</li> <li>・妊孕性温存治療費助成</li> </ul>	県独自の全ての不妊治療助成事業に取り組む市町数 不妊治療に職場の理解があると感じている人の割合
6 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「出産・育児まるっとサポートみえ」（三重県版ネウボラ）により取組を推進</li> <li>・母子保健コーディネーターの養成、市町における「子育て世代包括支援センター」の設置促進</li> <li>・市町の産婦健診および産後ケアの取組支援</li> </ul>	母子保健コーディネーターの育成数 産婦健診・産後ケアを実施している市町数



	主な取組内容	重点目標
7 周産期医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師修学資金貸与制度の活用等による産婦人科や小児科医等の養成・確保、キャリア形成プログラムの策定・運用等による医師の能力開発</li> <li>・病院と診療所の適切な機能分担、連携体制の構築</li> </ul>	周産期死亡率
		妊産婦死亡率
8 幼児教育・保育、放課後児童対策などの子育て家庭の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士等の働きやすい職場環境づくりなど保育士確保の取組、キャリアアップ研修の実施</li> <li>・放課後児童クラブや放課後子ども教室の施設整備や運営への支援、放課後児童支援員の研修</li> <li>・病児・病後児保育の施設整備への支援</li> <li>・幼児教育にかかる新任者研修や園内研修への支援</li> <li>・みえ次世代育成応援ネットワークと連携した子どもや子育て家庭を支える取組</li> <li>・「みえの親スマイルワーク」の開催</li> </ul>	保育所等の待機児童数
		放課後児童クラブの待機児童数
		県がかかわって実施した「みえの親スマイルワーク」実施市町数
9 男性の育児参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的に子育てしている男性やイクボスの取組等の情報発信</li> <li>・「みえのイクボス同盟」への加盟促進、企業間での先進的取組等の情報共有</li> </ul>	男性の育児休業取得率（育児休業制度を利用した従業員の割合）
10 発達支援および医療的ケアが必要な子どもへの支援	<p>&lt;発達支援が必要な子どもへの支援&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町職員等の研修受入、巡回指導における技術的支援</li> <li>・発達障がい児等に対する支援ツール「CLMと個別の指導計画」の保育所等への導入促進</li> <li>・発達障がい児の早期診療を可能とする体制整備</li> <li>・特別支援学校のセンター的機能による地域支援</li> </ul> <p>&lt;医療的ケアが必要な子どもへの支援&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療従事者や介護職員等のスキルアップに係る支援</li> <li>・コーディネーター（相談支援専門員等）の養成</li> <li>・地域ネットワーク支援およびスーパーバイズ機能の構築推進</li> <li>・福祉施設での医療機器等購入費用にかかる助成</li> </ul>	「CLMと個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合
		医療的ケア児・者コーディネーター養成研修修了者数（累計）
11 仕事と子育ての両立支援などの働き方改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・働き方改革アドバイザーの派遣、健康経営の好事例の展開、セミナーの開催</li> <li>・スキルアップ研修と職場実習を組み合わせた一体的な女性の再就職支援、女子学生を対象とした就労継続の意識啓発</li> <li>・労働相談や啓発等を通じたハラスメントのない職場づくりの推進</li> </ul>	多様な就労形態を導入している県内事業所の割合

## 【所管事項説明】

### 4 「第二期三重県子ども・子育て支援事業支援計画」(中間案)について

#### 1 計画の目的

平成27年度から実施された子ども・子育て支援新制度において、市町は制度の実施主体として「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に応じて認定こども園等の施設整備を行うとともに、質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供していくこととされており、県は、市町の計画等をふまえて、「子ども・子育て支援事業支援計画」を策定し、市町が教育・保育、地域子ども子育て支援事業を着実に実施できるよう支援しています。

このたび、子ども・子育て支援法第62条第1項および改正された基本指針に基づき、第二期子ども・子育て支援事業支援計画の中間案を取りまとめました。(別冊3のとおり)

#### 2 計画のポイント

##### (1) 女性の就業率や育児休業の取得による就業継続率の上昇への対応

「子育て安心プラン実施計画」や「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、地域における女性の就業率上昇等の動向も考慮して適切にニーズを把握し、待機児童解消に向けた受け皿を整備する必要があります。

##### (2) 幼児教育・保育の無償化への対応

令和元年10月から開始された「幼児教育・保育の無償化」の影響をふまえ、ニーズを的確に把握するとともに、新たに支援の対象となった認可外保育施設等について、市町と連携し、無償化制度の円滑な実施と質の確保を図る必要があります。

##### (3) 外国につながる児童への支援・配慮

今年4月に改正入管法が施行されるなど、国際化の進展に伴い、外国につながる子どもの増加が見込まれることをふまえ、当該児童が円滑に教育・保育等を利用することが可能となるよう必要な支援体制を構築する必要があります。

##### (4) 児童福祉法改正による「子どもの権利擁護」と「家庭養育優先原則」の徹底

子どもの最善の利益を実現していくために、「子どもの権利擁護」と「家庭養育優先原則」を最優先とした社会的養育体制を構築する必要があります。

#### 3 中間案の概要

各市町が策定する「子ども・子育て支援事業計画」における教育・保育の量の見込みと確保策をふまえ、次の項目について記載します。

##### (1) 教育・保育の量の見込み、確保方策(別冊3 P4~8)

国の「子育て安心プラン実施計画」をふまえながら、子どもの数の減少と教育・保育ニーズの上昇を見据えた量の見込みに対応するため、施設整備と保育人材確保の両面から引き続き保育の受け皿確保を進めます。

(2) 教育・保育の一体的な提供および推進体制の確保（別冊3 P9～11）

地域の実情に応じて認定こども園の設置促進を図るとともに、質の高い教育・保育を一体的・総合的に推進する体制整備に取り組みます。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の推進（別冊3 P12～16）

市町が地域の実情に応じて実施する「放課後児童健全育成事業」などの13事業のうち、県として「病児保育事業」、「放課後児童対策」、「妊産婦・乳幼児ケアの充実」に重点的に取り組んでいきます。

(4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保（別冊3 P17）

幼児教育・保育の無償化が実施されたことに伴い、給付の対象となった認可外保育施設や一時預かり事業について、情報共有など市町と連携して給付事務の円滑な実施に努めます。

(5) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保、資質の向上等

（別冊3 P18～21）

幼稚園教諭や保育教諭、保育士、放課後児童支援員等、教育・保育や子育て支援事業に従事する人材の確保と質の向上を推進します。

(6) 教育・保育情報の公表（別冊3 P22）

国の特定教育・保育施設情報公表システム（仮称）により、市町・事業者が提供する教育・保育に関する情報を公表します。

(7) 専門的な知識、技術が必要な支援についての施策の実施と市町との連携

（別冊3 P23～30）

児童福祉法の改正等をふまえ、児童虐待防止対策や社会的養育の充実、障がい児施策の充実等の取組を推進していきます。また、外国につながる子どもへの支援について市町と連携して取り組んでいきます。

(8) 仕事と子育ての両立支援などの働き方改革の推進（別冊3 P31～32）

性別や年齢等に関わらず、働く意欲のあるすべての人が働き続けられる職場環境づくりに取り組みます。

(9) 計画を推進するために（別冊3 P33）

子ども・子育て会議において、本計画に基づく施策の実施状況等について点検、評価を行い、この結果を公表します。

4 今後の予定

令和元年	12月	パブリックコメント実施
令和2年	1月	子ども・子育て会議（最終案）
	3月	常任委員会（最終案）
		計画の策定

## 5 「第二期三重県子どもの貧困対策計画」（中間案）について

### 1 策定の趣旨

「三重県子どもの貧困対策計画」（以下「現計画」という。）は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法」という。）第9条に基づき都道府県に策定の努力義務が課されている計画です。

このたび、法改正や「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）の改正等の国の動向、現計画の成果と課題の検証、当事者の生活実態調査等の結果をふまえ、「第二期三重県子どもの貧困対策計画」（以下「次期計画」という。）中間案を取りまとめました。（別冊4のとおり）

### 2 計画のポイント

#### （1）国の動向

本年6月に法改正が行われ、市町における計画策定が努力義務となりました。また、本年11月に閣議決定された大綱では、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決することが重要と強調し、以下の基本方針のもと施策の一層の充実を求めています。

- ①貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢と希望を持てる社会を目指す
- ②親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築
- ③支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進
- ④地方公共団体による取組の充実

あわせて、子どもの貧困に関する指標も見直され、現行の25項目から39項目になりました。

なお、関連の深い施策としては、本年10月からの幼児教育・保育の無償化や、令和2年4月からの低所得世帯の高等教育の無償化、給付型奨学金の大幅な拡充があります。

#### （2）現計画の成果と課題

現計画で定めている目標値を設定した11項目の指標については、目標を達成した項目(◎)が3項目、目標は達成しないものの目標値の50%を超えた項目(○)が4項目、策定時から改善が進んでいないまたは目標値の50%以下の項目(△)が4項目でした。（詳細は「参考資料」のとおり）

##### 【主な成果】

- ・無料の学習支援が利用できる市町数は、計画策定時の6市町から平成30年度は28市町に増加し、ほとんどの市町で利用できる体制が整備されました。

- ・新入学児童生徒学用品費の入学前の前倒し支給を行う市町数は、平成 29 年 3 月の小学校 1 市、中学校 5 市町から、平成 31 年 3 月には小学校 25 市町、中学校 27 市町に増加しました。
- ・一定の要件の下、未就学児（0～6 歳年度末）にかかる医療費の窓口無料化が、本年 9 月より県内全市町で実施されることになりました。
- ・子ども食堂は 26 か所から 40 か所に増加するとともに、運営ノウハウをまとめた「子ども食堂開設ハンドブック」の発行や、子ども食堂関係者で構成する「三重子ども食堂ネットワーク」の設立など、推進体制が整備されました。

#### 【課題】

- ・包括的かつ一元的な支援を行っている市町が 17 市町であることや、子どもの貧困対策計画を策定している市町は 2 市であることから、今後は、住民に身近な市町での支援体制の整備や計画策定など取組の充実が必要です。
- ・ひとり親家庭等日常生活支援事業が実施された市町や三重県母子・父子福祉センター就業実績件数について、改善はみられるものの、目標値に比べて進捗が遅れていることから、今後取組の充実を図っていくことが必要です。

### (3) 生活実態調査等の結果

貧困家庭の生活実態を把握し、効果的な支援につなげていくため、当事者へのアンケート調査や、日頃から支援に携わる方々との意見交換、生活保護家庭及びひとり親家庭の高校生等へのヒアリングを実施しました。

#### ①当事者へのアンケート調査

##### 【調査対象】

- ・低所得者が多い児童扶養手当の受給者、無料の学習教室、子ども食堂を利用する親子約 4,100 名に調査票を配布し、1,048 名（大人 768 人、子ども 280 人）より回答を得ました。

##### 【調査結果の概要】

- ・家庭全般を対象に実施した他の調査結果と比較すると、教育費を不安に思う保護者の割合が高いという結果になりました。
- ・子育て世代が利用できるさまざまな支援について「知らない」という回答が多くありました。
- ・その他、児童扶養手当など手当の充実、子どもの病気や長期休暇の際の預け先や居場所の充実、相談窓口の充実、医療費の軽減を望む声がありました。

##### 【課題】

- ・国の高等教育の就学支援新制度を活用した教育費の負担軽減や無料の学習支援の充実を図ることが必要です。
- ・各種支援制度を知らない人の割合が多く、情報が届かない、又は届きにくい子ども・家庭への一層の周知が必要です。

## ②子どもの貧困対策及びひとり親家庭等支援懇話会

### 【懇話会の概要】

ひとり親家庭や外国人家庭の支援、無料の学習教室や子ども食堂の運営、貧困家庭の多い小学校の教員、スクールソーシャルワーカーなど様々な困難を抱える家庭の支援に関わっている方々との懇話会を開催し、貧困家庭等の現状や必要な支援について意見交換を行いました。

### 【主な意見】

- ・ 様々な支援制度や支援団体があるが、それぞれの連携が十分ではなく、ばらばらの支援をつなぎ、総合的にコーディネートする人材が必要である。
- ・ 学校は子どもの貧困対策のプラットフォームであり、スクールソーシャルワーカーのさらなる拡充が必要である。
- ・ 支援が届かない、届きにくい子どもや家庭への支援には、アウトリーチが重要である。訪問の際に食材支援があると心を開いてもらいやすい。
- ・ 子ども食堂のニーズが高まり多くの参加者が集まるが、資金も人手も運営者が自前で調達しているため、続けていくことが難しい。

## 3 計画の概要

計画策定の指針となる国の大綱等をふまえ、「生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、三重の子どもたちが、必要に応じた教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って健やかに成長できる環境整備が図られている状況をめざす」という現計画の基本理念や、支援の柱を踏襲した上で、実態調査の結果等をふまえて、取組内容の一層の充実を図ります。

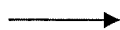
なお、次期貧困対策計画においては、地域の課題や現状等を把握し直接住民サービスを提供する市町をはじめとする身近な地域での取組強化が重要なことから、下記のとおり、支援の柱を一部見直します。

### 【現計画の5つの支援の柱】

1	教育の支援
2	生活の支援
3	保護者に対する就労の支援
4	経済的支援
5	包括的かつ一元的な支援

### 【次期計画の5つの支援の柱】

1	教育の支援
2	生活の支援
3	保護者に対する就労の支援
4	経済的支援
5	身近な地域での支援体制の整備



### 【主な取組】

- ・ 県内全ての地域において、貧困の状況にある子どもおよびその保護者を早期に発見し、必要な支援につなぐことができるよう、地域の実情に応じた体制整備や取組への支援を進めます。
- ・ 市町の子どもの貧困対策計画の策定支援や人材育成等により、県内の各地域における支援の充実を図るとともに、社会全体の子どもの貧困に対する理解を深めるよう周知啓発に取り組みます。

- ・市町が包括的な支援体制を整備するために必要な人員を確保できるよう、複合的な課題を抱える相談者等の把握や適切な相談支援機関等との連絡調整、相談支援機関に対する指導・助言等を行う相談支援包括化推進員等の人材養成を行うとともに、地域課題の解決や情報交換のための地域別会議の開催等により、地域特性に応じた市町における包括的支援体制の構築に向けた取組を支援します。

#### 【主な新指標】

- ・法改正で市町に計画策定の努力義務が課され、策定にあたっては大綱及び都道府県の計画を勘案するとされています。貧困対策は生活により身近であり、直接住民サービスを行う市町で実施することが効果的です。各市町が計画を策定することで、取組意識の醸成が図られるとともに、県計画に基づいた取組が策定され貧困対策の取組が進むと考えられることから、新たに「子どもの貧困対策計画を策定した市町数」を指標とします。
- ・大綱では、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援が必要とされていることから、新たに「産婦健診・産後ケアを実施する市町数」を指標とします。

#### 4 今後の予定

- |      |     |  |
|------|-----|--|
| 令和元年 | 12月 | パブリックコメント実施  |
| 令和2年 | 2月  | 子どもの貧困対策及びひとり親家庭等支援懇話会（最終案）<br>社会福祉審議会児童福祉専門分科会（最終案） |
|      | 3月  | 常任委員会（最終案）<br>計画の策定                                  |

子どもの貧困対策計画の指標について

参考資料

現計画の指標

	計画策定時	直近値(H30)	目標値(R1)	評価
<b>1 教育の支援</b>				
■生活困窮家庭またはひとり親家庭に対する学習支援を利用できる市町数	6市町(H26)	28市町	29市町	○
■生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	93.5%(H26)	89.7%(H29)	98.8%	△
■児童養護施設の子どもの高等学校等進学率	91.4%(H26)	100.0%	98.8%	◎
■放課後を利用した補充的な学習サポートを週2回以上実施した学校の割合	小学校	22.7%(H27)	22.6%	△
	中学校	13.7%(H27)	17.8%	○
<b>2 生活の支援</b>				
■ひとり親家庭等日常生活支援事業が実施された市町数	8市町(H26)	9市町	29市町	△
<b>3 保護者に対する就労の支援</b>				
■就労支援を行う生活困窮者の人数	-	321人	540人	○
■三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）就業実績件数	3件(H26)	10件	40件	△
■高等職業訓練促進給付金受給者（資格取得者に限る）のうち常勤雇用となった者の割合	79%(H25)	92.3%	90%	◎
<b>4 経済的支援</b>				
■養育費を受給している割合（母子家庭で養育費の取り決めを行っているものうち）	45%(H26)	60.0%(R1)	60%	◎
<b>5 包括的かつ一元的な支援</b>				
■子どもの貧困に対する包括的かつ一元的な対応が行われている市町数	-	17市町	29市町	○

次期計画の指標（案）

	現状値(H30)	目標値(R6)
<b>1 教育の支援</b>		
■生活困窮家庭またはひとり親家庭の高校生世代が利用できる学習支援を実施する市町数	18市町(R1)	29市町
■施設入所児童、里親・生活保護受給家庭の子どもの高等教育機関への進学率	18.3%(H29)	38.3%
■家庭や地域と一体になった教育活動が行われている小中学校の割合	67.3%	84.4%
<b>2 生活の支援</b>		
■ひとり親家庭等日常生活支援事業を実施又はひとり親家庭についてファミリー・サポート・センター事業利用料の減免、助成を実施する市町数	17市町(R1)	29市町
■産婦検診・産後ケアを実施する市町数	19市町	29市町
<b>3 保護者に対する就労の支援</b>		
■就労支援を行う生活困窮者の人数	321人	540人
■三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）就業率 ※センターへの求職登録者数に対する就業者数の割合	76.9%	90%
<b>4 経済的支援</b>		
■養育費を受給している割合（ひとり親家庭全体のうち）	36.9%(R1)	50%
<b>5 身近な地域での支援体制の整備</b>		
■ワンストップ窓口や庁内外の関係機関の連携等による支援体制が整備されている市町数	17市町	29市町
■子どもの貧困対策計画を策定した市町数	2市	29市町

目標値を達成した項目 ◎、目標は達成しないものの目標値の50%を超えた項目 ○  
策定時から改善が進んでいないまたは目標値の50%以下の項目 △



## 6 「第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」（中間案）について

### 1 策定の趣旨

「ひとり親家庭等自立促進計画」は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（以下「法」という。）第12条に基づき、都道府県に策定の努力義務が課されている計画です。

このたび、子どもの貧困対策の視点とともに、「第三期ひとり親家庭等自立促進計画」（以下「現計画」という。）の取組の成果と検証、当事者への生活実態調査等の結果をふまえ、国の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（平成27年厚生労働省告示。以下「方針」という。）に即して、「第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」（以下「次期計画」という。）の中間案を取りまとめました。（別冊5のとおり）

### 2 計画のポイント

#### （1）国の動向

方針では、ひとり親家庭等の抱えている困難は、多くが複雑に重なり合っていることから、引き続き総合的な支援策を推進する必要があり、さまざまな関係機関と連携を図りながら、ひとり親家庭等の置かれた状況に応じてきめ細かな支援を実施することが重要とされています。

国においては、平成30年8月より児童扶養手当の全部支給にかかる所得制限が緩和されるとともに、本年11月より支給回数が年3回から6回に増加されました。また、高等職業訓練促進給付金の支給期間の延長や最終年の増額支給など制度が拡充されました。

#### （2）現計画の成果と課題

現計画で定めている目標値を設定した8項目の指標については、目標を達成した項目（◎）が2項目、目標は達成しないものの目標値の50%を超えた項目（○）が1項目、策定時から改善が進んでいないまたは目標値の50%以下の項目（△）が5項目でした。（詳細は「参考資料」のとおり）

##### 【主な成果】

- ・ひとり親家庭における学習支援が利用できる市町数は、計画策定時の2市から平成30年度は7市に増加しました。
- ・ひとり親家庭の放課後児童クラブの利用料について、平成27年度より助成を開始し、平成30年度は24市町に対し助成を行いました。

##### 【課題】

- ・三重県母子・父子福祉センターにおいて就業相談員を配置し、就業を支援していますが、成果が十分出ているとは言い難い状況となっています。
- ・三重県母子・父子福祉センター及び各県市町福祉事務所において、父子家庭からの相談に対応できる相談窓口を設置しているものの、相談実績が少なく、支援の充実が必要です。

### (3) 生活実態調査等の結果

ひとり親家庭など支援が必要な家庭の生活実態を把握し、効果的な支援につなげていくため、当事者へのアンケート調査や、日頃から支援に携わる方々との意見交換、ひとり親家庭の高校生へのヒアリングを実施しました。

#### ①当事者へのアンケート調査

##### 【調査対象】

- ・低所得者が多い児童扶養手当の受給者、ひとり親家庭等を対象とした無料の学習教室、子ども食堂を利用する親子約 4,100 名に調査票を配布し、1,048 名（大人 768 人、子ども 280 人）より回答を得ました。

##### 【調査結果の概要】

- ・ひとり親家庭になったことを契機として転職した割合が高く、ひとり親になった後の就業率は9割を超えています。
- ・養育費の取り決めがあり、現在も受給している割合は3割強と低い割合です。
- ・その他、児童扶養手当等の経済的支援の充実や学習支援の充実、保育サービスや放課後児童クラブの充実を望む声がありました。

##### 【課題】

- ・三重県母子・父子福祉センターでの就労支援を強化するとともに、ハローワーク等の関係機関と連携を図ることが必要です。
- ・経済的に安定するためにも養育費の取り決めをし、確実な受給につなげる必要があります。
- ・国の高等教育の就学支援新制度を活用した教育費の負担軽減や無料の学習支援の充実を図ることが必要です。

#### ②子どもの貧困対策及びひとり親家庭等支援懇話会

##### 【懇話会の概要】

ひとり親家庭や外国人家庭の支援、無料の学習教室や子ども食堂の運営、貧困家庭の多い小学校の教員、スクールソーシャルワーカーなど様々な困難を抱える家庭の支援に関わっている方々との懇話会を開催し、貧困家庭等の現状や必要な支援について意見交換を行いました。

##### 【主な意見】

- ・様々な支援制度や支援団体があるが、それぞれの連携が十分ではない。ばらばらの支援をつなぎ、総合的にコーディネートする人材が必要である。
- ・支援が届かない、届きにくい子どもや家庭への支援には、アウトリーチが重要である。訪問の際に食材支援があると心を開いてもらいやすい。

### 3 計画の概要

現計画が理念とした「すべてのひとり親家庭等において、親が自らの力を発揮し、安心して子育てや生活ができるとともに、子どもたちが夢と希望を持って成長できる三重をめざす」を基本的に踏襲した上で、実態調査の結果等をふまえて、取組内容の一層の充実を図ります。

あわせて、現計画の以下の6つの施策に基づき、それぞれに施策目標を定めて、進行管理を行います。

- ①親への就業支援
- ②子育てと生活のための支援
- ③子どもへの学習支援
- ④経済的な安定のための支援
- ⑤相談機能の充実と各種支援制度の周知
- ⑥父子家庭に対する支援の充実

**【主な取組】**

- ・ひとり親家庭等の母、父及び寡婦に対して、病気の時などに家庭生活支援員を派遣して家事や育児の支援を行うひとり親家庭等日常生活支援事業について、市町と連携しながら拡充を図ります。また、ファミリー・サポート・センター事業利用料の減免、助成についても、市町と連携しながら拡充を図ります。
- ・子育てと仕事との両立支援を図るため、市町に対して保育所や放課後児童クラブの優先入所を働きかけるとともに、病児保育への取組を支援します。

**【主な修正指標】**

- ・既存事業の活用など市町の実情を勘案し、次期計画では、「ひとり親家庭等日常生活支援事業を実施又はファミリー・サポート・センター事業利用料の減免、助成を実施する市町数」を指標とし、目標値を設定します。
- ・現計画では、母子家庭で養育費の取り決めを行っているもののうち受給している割合を指標としましたが、次期計画では、全体像がよりわかるように「ひとり親家庭全体のうちで養育費を受給している割合」を指標とし、目標値を設定します。

**4 今後の予定**

- |      |     |  |
|------|-----|--|
| 令和元年 | 12月 | パブリックコメント実施  |
| 令和2年 | 2月  | 子どもの貧困対策及びひとり親家庭等支援懇話会（最終案）<br>社会福祉審議会児童福祉専門分科会（最終案） |
|      | 3月  | 常任委員会（最終案）<br>計画の策定                                  |

ひとり親家庭等自立促進計画の指標について

参考資料

現計画の指標

	計画策定時	直近値(H30)	目標値(R1)	評価
<b>1 親への就業支援</b>				
三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）就業実績件数	8件(H25)	10件	40件	△
高等職業訓練促進給付金受給者（資格取得者に限る）のうち常勤雇用となった者の割合	79%(H25)	92.3%	90%	◎
<b>2 子育てと生活のための支援</b>				
ひとり親家庭等日常生活支援事業が実施された市町数	8市町	9市町	29市町	△
<b>3 子どもへの学習支援</b>				
ひとり親家庭学習支援ボランティア事業実施市町数	2市	7市(R1)	15市町	△
<b>4 経済的な安定のための支援</b>				
養育費を受給している割合（母子家庭で養育費の取り決めを行っているもののうち）	44.8%(H26)	60.0%(R1)	60%	◎
<b>5 相談機能の充実と各種支援制度の周知</b>				
三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）相談件数	214件(H25)	332件	400件	○
福祉事務所相談件数	8,180件(H25)	8,076件	10,000件	△
<b>6 父子家庭に対する支援の充実</b>				
福祉事務所父子家庭相談件数	169件(H25)	241件	1,800件	△

修正

削除

修正

修正

次期計画の指標（案）

	現状値(H30)	目標値(R6)
<b>1 親への就業支援</b>		
三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）就業率 ※センターへの求職登録者数に対する就業者数の割合	76.9%	90%
<b>2 子育てと生活のための支援</b>		
ひとり親家庭等日常生活支援事業を実施又はファミリー・サポート・センター事業利用料の減免、助成を実施する市町数	17市町(R1)	29市町
<b>3 子どもへの学習支援</b>		
ひとり親家庭学習支援ボランティア事業実施市町数	7市(R1)	15市町
<b>4 経済的な安定のための支援</b>		
養育費を受給している割合（ひとり親家庭全体のうち）	36.9%(R1)	50%
<b>5 相談機能の充実と各種支援制度の周知</b>		
三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）相談件数	332件	400件
福祉事務所相談件数	8,076件	10,000件
<b>6 父子家庭に対する支援の充実</b>		
福祉事務所父子家庭相談件数	241件	500件

目標値を達成した項目 ◎、目標に達しないものの目標値の50%を超えた項目 ○  
策定時から改善が進んでいないまたは目標値の50%以下の項目 △

## 7 「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画第6次計画」 (中間案) について

### 1 策定の趣旨

「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「DV防止法」という。)第2条の3に基づき、都道府県に策定が義務づけられている計画です。

このたび、DV防止法の改正や「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画第5次計画」(以下「現計画」という。)の課題をふまえ、「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画第6次計画」(以下「次期計画」という。)中間案を取りまとめました。(別冊6のとおり)

### 2 計画のポイント

#### (1) 現計画の成果と課題

現計画で定めている目標値を設定した9項目の指標については、目標を達成した項目(◎)が2項目、目標は達成しないものの目標値の50%を超えた項目(○)が2項目、策定時から改善が進んでいないまたは目標値の50%以下の項目(△)が5項目でした。(詳細は「参考資料」のとおり)

##### 【主な成果】

- ・女性に対する暴力をなくす運動期間中に、街頭啓発活動を実施する地域数は、計画策定時の平成28年度25か所から平成30年度は29か所に増加し、DVの未然防止にかかる啓発を多くの県民に行うことができました。
- ・県・地域DV会議を年6回実施し、関係機関との連携強化を図りました。
- ・DV被害を受けた経験のある人のうち、どこかに相談したことがある人の割合が、計画策定時25.9%から35.5%に増加しました。

##### 【課題】

- ・ホームページや県公報・情報誌などへの掲載等による情報発信やDV被害を発見する可能性のある関係団体への啓発活動などは、計画策定時から改善が進んでいませんでした。地道な取組は継続する必要があるものの、その効果的な実施方法等については改善に向けて検討する必要があります。
- ・多様な主体が連携して被害者の支援に取り組むためには、市町等の実情に応じたDV施策の充実に向けて必要な支援を行うとともに、これまでに構築してきた関係機関とのネットワークを効果的に活用していく必要があります。

#### (2) 見直しについて

社会情勢の変化や現計画の課題に鑑み、下記について現計画を見直しました。

- ①児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等(DV防止法を含む)が改正されたことをふまえ、DV対策と児童虐待防止対策の連携強化を図ります。

- ②平成31年3月に制定された三重県犯罪被害者等支援条例及び令和元年12月策定（予定）の三重県犯罪被害者等支援推進計画（仮称）による犯罪被害者支援及び性暴力被害者支援との連携強化を図ります。
- ③若年者、外国人、LGBT等当事者、男性等多様な相談に対応するための体制の充実を図ります。

### （3）実態把握

DVに対する意識や相談窓口等の認知度、DV被害者の現状や関係機関の支援施策等を把握し、効果的な支援につなげていくため、県民アンケート（e-モニター）やDV被害者の支援に携わる方々との意見交換を実施しました。

#### ①県民アンケート（e-モニター）による意識調査

##### 【調査方法】

- ・令和元年7月10日～7月31日、行政課題について、あらかじめ登録した県民の方を対象に行う電子アンケートシステムにより実施したところ、調査対象者1,073名のうち761名から回答を得ました。

##### 【調査結果の概要】

- ・DVが子どもに対する虐待になることについての認知度は60.1%と比較的高い結果でした。
- ・被害を相談しなかった理由として、「DVと思わなかった」や「相談するほどのことでない」割合が平成28年度調査と比較して32.3%から19.5%に12.8%減少しています。

##### 【課題】

- ・DV被害を受けても相談しない割合が依然として高いことから、多くの被害者が自ら助けを求めることができなかつた状況が浮き彫りになっています。
- ・必要な防止、支援対策として身近な相談窓口を増やすことが求められていることから、相談しやすい環境整備が必要です。

#### ②三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画改定懇話会

DV被害者支援を行う団体や相談機関、警察、児童相談所などDV被害者やその子どもの支援に関わる方々との懇話会を開催し、DV被害者の現状や必要な支援について意見交換を行いました。

##### 【主な意見】

- ・相談案内カードを作成するなどの啓発については、被害者の目線をもって関連する施策と合同で行うなどより効果的な方法を考えるとよい。
- ・外国人が増えていることから、専門知識をもった通訳体制の充実が必要である。
- ・SNSを活用するなど、様々な方がより相談しやすい環境を整備する必要がある。

### 3 計画の概要

#### (1) めざすべき社会像

現計画のめざすべき社会像である

- ①DVが「起こらない」社会
- ②DV被害に「気づく」ことができる社会
- ③DV被害者の「安心・安全が確保され、相談・保護、自立への支援が受けられる」社会
- ④DVに対して「多様な主体が取り組む」社会

を基本的に踏襲するとともに、「DV被害者の『子どもが守られる』社会」を追加しました。

【現計画のめざすべき社会像】			【次期計画のめざすべき社会像】	
1	DVが「起こらない」社会		1	DVが「起こらない」社会
2	DV被害に「気づく」ことができる社会		2	DV被害に「気づく」ことができる社会
3-1	DV被害者の「安全・安心が確保され相談・保護への支援が受けられる」社会	→	3	DV被害者の「安全・安心が確保され相談・保護への支援が受けられる」社会
3-2	DV被害者の「安全・安心が確保され自立への支援が受けられる」社会		4	DV被害者の「安全・安心が確保され自立への支援が受けられる」社会
-	-		5	DV被害者の「子どもが守られる」社会
4	DVに対して「多様な主体が取り組む」社会		6	DVに対して「多様な主体が取り組む」社会

#### (2) 重点的な取組

数値目標を達成し、めざすべき社会像を実現するための、特に重点的な取組は下記のとおりです。

- ①SNS等を活用した相談窓口や通訳体制の充実に向けた検討など多様な相談に対応する体制の整備・充実を図ります。
- ②市町要保護児童対策地域協議会とDV対策協議会等の組織的な一体化を促進するなど、DV対策と児童虐待防止対策の連携を図ります。
- ③母子生活支援施設等との連携強化や妊娠期からの切れ目のない支援との連携強化など、被害者に対する支援の充実に向けた市町等多様な主体との連携を進めます。

### (3) 数値目標

めざすべき社会像を実現するため、成果指標を設定したうえで、計画期間において達成すべき数値目標を掲げ、その目標達成のための取組指標により各取組の進捗状況を検証します。(詳細は「参考資料」のとおり)

#### 【主な新指標】

- ・市町におけるDV対策と児童虐待対策との連携を促進するため、要保護児童対策地域協議会とDV対策協議会等を一体化する市町数を指標とします。

## 4 今後の予定

- |      |     |                                     |
|------|-----|-------------------------------------|
| 令和元年 | 12月 | パブリックコメント実施                         |
| 令和2年 | 2月  | 三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画改定懇話会<br>(最終案) |
|      | 3月  | 常任委員会(最終案)<br>計画の策定                 |



三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画の指標について

参考資料

現計画の指標

	計画策定時	現状値(H30)	目標値(R1)	評価
<b>主指標</b>				
DV防止法を知っている人の割合（県民アンケート）	46.3%	40.3% (R1)	67%	△
DV被害を受けた経験のある人のうち、どこ（だれ）かに相談したことがある人の割合（県民アンケート）	25.9%	35.5% (R1)	50%	○
一時保護されたDV被害者が婦人保護施設等への入所や地域における自立生活につながった人の割合	84.0%	81.0% (R1)	100%	△
市町基本計画を策定した市町数	13市町	20市町 (R1)	29市町	○
<b>副指標</b>				
「女性に対する暴力をなくす運動期間」中に啓発を行う地域数	25か所	29か所	27か所	◎
県ホームページや県広報、子育て情報誌への掲載等による情報発信の回数（年間）	7回	3回	10回	△
医療関係者や民生委員など、DV被害を発見する可能性のある関係機関への啓発活動（研修等の回数）	0回	1回	3回	△
配偶者暴力相談支援センターを設置する市町数	0市町	0市町	3市町	△
県・地域DV防止会議開催数	年6回	年6回	年6回	◎

※目標値を達成した項目 ◎、目標は達成しないものの目標値の50%を超えた項目 ○  
 策定時から改善が進んでいないまたは目標値の50%以下の項目 △

次期計画の指標（案）

	現状値(H30)	目標値(R6)
<b>成果指標</b>		
DV相談窓口を知っている人の割合（県民アンケート）	80.2% (R1)	90%
DV被害を受けた経験のある人のうち、どこ（だれ）かに相談したことがある人の割合（県民アンケート）	35.5% (R1)	50%
一時保護されたDV被害者が母子生活支援施設・婦人保護施設への入所や地域における自立につながった人の割合	81.0% (R1)	100%
要保護児童対策地域協議会とDV対策協議会等を組織的に一体化する市町数	13市町 (R1)	29市町
<b>取組指標</b>		
「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に啓発を行う地域数	29か所	40か所
県ホームページ・県広報や情報誌への掲載、啓発イベントの実施等による情報発信の回数	3回 (啓発イベント除く)	10回
医療関係者や民生委員など、DV被害を発見する可能性のある関係機関への啓発活動の回数（研修等の回数）	8回 (R1)	10回
<b>参考指標</b>		
DV相談件数（女性相談所、福祉事務所等、フレンテみえ、警察本部）	1,850件	-
夫等の暴力を原因とする一時保護件数	27件	-
基本計画策定市町数	20市町 (R1)	-
配偶者暴力相談支援センター設置市町数	0市町	-

修正 →

新規

削除 新規

新規

## 8 「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」中間評価および見直しについて

### 1 計画見直しの趣旨

「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」は、国の計画である「健やか親子21（第2次）」をふまえ、地域の実情に応じた効果的な母子保健対策の推進を図るため、平成26年度に策定した母子保健計画であり、母子保健対策における重点課題や5年後・10年後のめざす姿などを定めたものです。

計画期間は「健やか親子21（第2次）」と同じく平成27年度から令和6年度までの10年間ですが、5年目にあたる今年度に中間評価および必要な見直しを行うこととなっています。また、「健やか親子21（第2次）」についても今年度中間評価を行うこととなっており、国の動きもふまえた上で見直しを行います。

### 2 計画のポイント

#### (1) 計画の概要

基本理念である「子どもを産み、育てる人にいつも寄り添い、すべての子どもが健やかに育つ三重」を実現するため、次の5つの課題を重点的に取り組むべき課題として設定しています。

- ①切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策
- ②学童期・思春期から成人期に向けた保健対策
- ③子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり
- ④育てにくさを感じる親に寄り添う支援
- ⑤妊娠期からの児童虐待防止対策

また、それぞれの課題の解決に向けた取組の進捗状況を把握・評価するため、各重点課題のもとに指標と数値目標を設定しています。

指標については、主指標としての成果指標（最終的に得られる成果を示す指標）と、副指標としての取組指標（成果指標の目標達成に向けた取組の実施状況を示す指標）および目標は設定しないものの各課題の状況を把握するための指標として参考指標を設定しています。

#### (2) 中間評価および見直しの方法

中間評価にあたっては、5つの重点課題のもとに設定された各指標について、計画策定時から現在までの進捗状況を把握したうえで、三重県医療審議会健やか親子推進部会において審議を行います。

また、計画の見直しにあたっては、部会で意見をいただきながら、中間評価において既に最終評価時の目標を達成している指標の修正等を行うとともに、国の「健やか親子21（第2次）」において新たに追加される指標や近年の新たな課題を考慮し、指標等の見直しを行います。

### 3 中間評価および見直しの概要

#### (1) 中間評価について

直近の進捗状況から、各重点課題の成果指標 10 項目中、6 項目 (60%) で改善がみられ、うち 4 項目 (40%) は中間評価時の目標を達成しました。取組指標については、17 項目中 15 項目 (88.2%) で改善がみられ、うち 8 項目 (47.1%) については中間評価時の目標を達成しました。

#### (2) 計画の見直しについて

最終評価時の目標を達成した指標については、項目の修正や目標の引き上げを行います。また、近年の新たな課題に対応するため指標の追加を行います。(詳細は別紙一覧表参照)

##### 【変更する指標：3 項目】

##### (主な指標)

重点課題 1 の取組指標「訪問・通所・宿泊等による産後ケアを実施できる体制がある市町数」については、最終評価時目標の 24 市町を達成したため変更します。産後うつや虐待予防の観点から、産後の初期段階における母子支援の強化が求められているため、産婦健診を指標に加え「産婦健診・産後ケアを実施している市町数」とし、最終評価時目標を 29 市町に引き上げます。

##### 【追加する指標：6 項目】

##### (主な指標)

働きながら不妊治療を受ける方は増加傾向にあるにもかかわらず、不妊治療に対する支援制度のある企業は少なく、また不妊治療への理解も不足していることから、やむを得ず離職する方も多いといわれています。このため県では不妊治療と仕事の両立を支援する取組を進めており、その進捗状況を把握するため、重点課題 1 の取組指標として「不妊治療に職場の理解があると感じている人の割合」を追加します。

また、児童虐待の背景にDVが関与しているケースが多いと指摘されており、国の計画にも虐待とDVに関する指標が追加されることから、重点課題 5 の参考指標に「要保護児童対策地域協議会とDV対策協議会の組織を一体化する市町数」を追加します。

### 4 今後の予定

令和 2 年	2 月	医療審議会健やか親子推進部会 (最終案)
	3 月	常任委員会 (最終案)

中間評価報告書の作成および計画の見直し

## 「健やか親子いきいきプランみえ(第2次)」指標一覧

## 重点課題(1) 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

	目標項目	計画策定時 (H26)	直近の値	評価	中間評価 目標	最終評価 目標
成果指標	乳児死亡率(出生千対)	3.0 (H25)	1.4 (H29)	◎	減少	減少
	幼児(1歳から4歳)死亡率(人口10万対)	19.2 (H25)	10.8 (H29)	◎	減少	減少
	むし歯のない3歳児の割合(※1)	81.0% (H25年度)	84.7% (H30年度)	○	86%	90%
取組指標	(旧) 妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談窓口が整備されている市町数	22市町 (H26年度)	29市町 (H30年度)	◎	29市町	29市町
	(変更) 子育て世代包括支援センター設置市町数	1市町 (H26年度)	25市町 (R1年度)	—	—	29市町
	(追加) 母子保健コーディネーターの育成数	15人 (H26年度)	132人 (H30年度)	—	—	270人
	乳幼児健診の受診率	97.1% (4か月児) 91.2% (10か月児) 97.8% (1歳6か月児) 95.8% (3歳児) (H25年度)	97.4% (4か月児) 93.2% (10か月児) 98.2% (1歳6か月児) 96.8% (3歳児) (H30年度)	○	増加	増加
	乳幼児健診の未受診者のフォロー率	95.4% (4か月児) 89.9% (10か月児) 95.3% (1歳6か月児) 91.2% (3歳児) (H25年度)	99.4% (4か月児) 97.5% (10か月児) 98.6% (1歳6か月児) 99.3% (3歳児) (H29年度)	○	100%	100%
	(旧) 訪問・通所・宿泊等による産後ケアを実施できる体制がある市町数	2市町 (H26年度)	27市町 (R1年度)	◎	13市町	24市町
	(変更) 産婦健診・産後ケアを実施している市町数	(参考)3市町 (H29年度)	19市町 (R1年度)	—	—	29市町
	妊娠届出時等に医療機関と情報提供等の連携をした市町数	22市町 (H26年度)	29市町 (H30年度)	◎	29市町	29市町
	フッ化物歯面塗布を実施している市町数	22市町	22市町 (H30年度)	△	29市町	29市町
	(追加) 妊婦歯科健康診査に取り組む市町数	11市町 (H26年度)	15市町 (H30年度)	—	—	29市町
	県独自のすべての不妊治療助成事業に取り組む市町数	—	17市町 (R1)	○	20市町	29市町
	(追加) 不妊治療に職場の理解があると感じている人の割合	—	48% (R1年度)	—	—	60%
	参考指標	周産期死亡率(出産千対) 及び妊産婦死亡率(出産10万対)	4.1 (H25周産期) 0.0 (H25妊産婦)	3.5 (H29周産期) 7.7 (H29妊産婦)	—	—
妊娠11週以下での妊娠の届出率		93.4% (H25年度)	94.3% (H30年度)	—	—	—
1歳6か月児健診時まで麻疹(MR)の予防接種を終了している人の割合		93.5% (H25年度)	95.1% (H30年度)	—	—	—
仕上げ磨きをする親の割合(1歳6か月児) (※2)		68.1% (H26年度)	94.9% (H30年度)	—	—	—
「不妊相談センター」への相談件数及び特定不妊治療費助成件数		285件 (相談件数) 2,453件 (助成件数) (H25年度)	114件 (相談件数) 2,342件 (助成件数) (H30年度)	—	—	—

※1 平成25年度母子保健報告、平成26年度以降は、地域保健・健康増進事業報告の値。

※2 平成26年度の数値は、平成26年度厚生労働科学研究(山縣班)親と子の健康度調査(追加調査)による。(県内10市町における抽出調査)

重点課題（２）学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

	目標項目	計画策定時 (H26)	直近の値	評価	中間評価 目標	最終評価 目標
成果指標	十代の人工妊娠中絶率（20歳未満女子人口千対）	5.9 (H25)	4.0 (H29)	◎	減少	減少
	中学3年生（14歳）の女生徒で体重が標準の-20%以下の割合	3.17% (H25年度)	3.09% (H30年度)	○	減少	減少
	十代の性感染症報告数 (梅毒のみ実数値、その他は1定点あたり)  (追加)梅毒	1.24 (性器クラミジア) 0.06 (淋菌感染症) 0.24 (尖圭コンジローマ) 0.06 (性器ヘルペス) 0 (梅毒) (H25)	1.35 (性器クラミジア) 0.06 (淋菌感染症) 0.06 (尖圭コンジローマ) 0.12 (性器ヘルペス) 0 (梅毒) (H30)	△	減少	減少
取組指標	妊娠・出産や性に関する医学的知識を持ち、自らの人生について考えることができる人を育てるためのライフプラン教育を実施している市町数	10市町 (H26年度)	25市町 (H30年度)	○	29市町	29市町
	朝食を毎日食べる小学生（6年生）の割合	87.6% (H26年度)	86.3% (R1年度)	×	100%	100%
	思春期教室・相談事業を実施している市町数	18市町 (H26年度)	20市町 (H30年度)	○	25市町	29市町
参考指標	学校保健委員会を開催している公立の小中学校及び高校の割合	86.9% (H25年度)	99.7% (H30年度)	—	—	—
	十代の自殺率（人口10万対）	1.1 (10～14歳) 7.7 (15～19歳) (H25)	1.2 (10～14歳) 9.0 (15～19歳) (H29)	—	—	—
	ひきこもり・思春期問題をかかえる家族グループ（教室・集い）への参加者数	432人 (H25年度累計)	667人 (H30.12時点)	—	—	—
	妊娠レスキューダイヤルにおける相談件数	50件 (H25年度)	85件 (H30年度)	—	—	—

重点課題（３）子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

	目標項目	計画策定時 (H26)	直近の値	評価	中間評価 目標	最終評価 目標
成果指標	住んでいる地域で子育てをしたいと思う親の割合	94.9% (H26年度)	94.2% (H30年度)	×	増加	増加
	乳幼児の不慮の事故死亡率 (人口10万対)	41.2 (H25 0歳) 3.2 (H25 1～4歳)	7.8 (H29 0歳) 0.0 (H29 1～4歳)	◎	減少	減少
取組指標	(旧) 乳幼児健診の未受診者のフォローを実施している市町数	26市町 (4か月児) 26市町 (10か月児) 29市町 (1歳6か月児) 29市町 (3歳児) (H25年度)	29市町 (4か月児) 29市町 (10か月児) 29市町 (1歳6か月児) 29市町 (3歳児) (H29年度)	◎	29市町	29市町
	(変更) 乳幼児健診の未受診者の全数をフォローしている市町数	20市町 (4か月児) 21市町 (10か月児) 26市町 (1歳6か月児) 24市町 (3歳児) (H25年度)	27市町 (4か月児) 25市町 (10か月児) 27市町 (1歳6か月児) 28市町 (3歳児) (H29年度)	—	—	29市町
	地域の住民組織、NPO法人、ボランティア等と連携して実施している母子保健の取組がある市町数	23市町 (H26年度)	29市町 (H30年度)	◎	26市町	29市町
参考指標	プレネイタル・ビジット（出産前小児保健指導）またはペリネイタル・ビジット（出産前後保健指導）を受けた人の数	51件 (H25年度)	62件 (H30年度)	—	—	—
	育児休業制度を利用した従業員の割合	男4.2% 女81.1% (H25年度)	男4.4% 女95.7% (H29年度)	—	—	—

重点課題（４）育てにくさを感じる親に寄り添う支援

	目標項目	計画策定時 (H26)	直近の値	評価	中間評価 目標	最終評価 目標
成果 指標	日常の育児について相談相手のいる親の割合	99.4% (H26年度)	99.3% (H30年度)	△	100%	100%
取組 指標	育児支援を目的として健診スタッフに心理相談員または保育士等が配置されている市町数	27市町 (H26年度)	28市町 (H30年度)	○	29市町	29市町
	周産期医療施設から退院したハイリスク児への市町における訪問等の実施率	97.4% (H26年度)	100% (H30年度)	◎	100%	100%
	「CLMと個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合	20.5% (H25年度)	53.8% (H30年度)	○	75.0%	100.0%
参考 指標	重症心身障がい児（者）相談支援事業登録者数	356人 (H26.3)	418人 (H31.3)	—	—	—
	親子の心の問題に対応できる技術をもった小児科医の人数（子どもの心相談医登録者数）	25人 (H25.10.1)	19人 (H30.10.1)	—	—	—
	5歳児健診を実施する市町数	5市町 (H26年度)	7市町 (H30年度)	—	—	—

重点課題（５）妊娠期からの児童虐待防止対策

	目標項目	計画策定時 (H26)	直近の値	評価	中間評価 目標	最終評価 目標
成果 指標	虐待による死亡件数（児童相談所関与）	0件 (H25年度)	0件 (H30年度)	×	0件	0件
取組 指標	母子健康手帳交付時に保健指導やアンケート等により状況把握を行った妊産婦の割合	57.5% (H25年度) ※1	100% (H30年度)	◎	100%	100%
	乳児家庭全戸訪問事業と養育支援訪問事業をともに実施する市町数	23市町 (H25年度)	29市町 (R1年度)	◎	29市町	29市町
	(追加) 子ども家庭総合支援拠点を設置している市町数	—	0市町 (R1年度)	—	—	29市町
参考 指標	児童相談所における児童虐待相談対応件数	1,117件 (H25年度)	2,074件 (H30年度)	—	—	—
	十代の母による出生数	1人 (15歳未満) 49人 (15～17歳) 187人 (18～19歳) (H25)	0人 (15歳未満) 25人 (15～17歳) 115人 (18～19歳) (H29)	—	—	—
	(追加) 要保護児童対策地域協議会とDV対策協議会の組織を一体化する市町数	—	13市町 (R1年度)	—	—	—

※1 平成25年度の数値は、母子健康手帳交付時の保健指導（アンケート等を除く）の実施率。

【評価】

- ◎ 目標を達成した指標
- 目標に達していないが改善した指標
- △ 変わらない指標
- × 悪くなっている指標



## 9 「三重県社会的養育推進計画」（中間案）について

### 1 計画の目的

「三重県社会的養育推進計画」は、改正後の児童福祉法の理念を具体化することを目的とした「新しい社会的養育ビジョン」や、「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」に基づく計画で、里親委託の推進をはじめ、子どもの権利擁護、市町や児童相談所の体制強化、施設の小規模化・多機能化、自立支援の推進など、総合的な対策を定めるものです。このたび、中間案を取りまとめました。（別冊7のとおり）

### 2 計画の概要

#### （1）策定の経緯

県では、平成27年3月に「三重県家庭的養護推進計画」を策定し、令和11年度までに「施設の本体施設、グループホーム、里親等」における要保護児童の割合を概ね3分の1ずつとする目標を定め、家庭的養護の推進に取り組んできました。

その後、平成28年5月に児童福祉法が改正され、子どもが権利の主体であることとともに、家庭における養育が適当でない場合には児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう必要な措置を講ずるものとする「家庭養育優先原則」が明確に示されました。

また、平成29年8月には、国の検討会から、改正後の児童福祉法の理念を具体化することを目的とした「新しい社会的養育ビジョン」が示されました。

さらに、平成30年7月には、国から「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」（以下「策定要領」という。）が発出され、令和元年度末までに「都道府県社会的養育推進計画」を策定することが求められています。

#### （2）計画期間

令和2年度から令和11年度までの10年間

#### （3）計画策定の進め方

昨年度3月に学識経験者、社会的養育関係者等による「三重県社会的養育推進計画策定検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置し、計画内容について検討や意見交換を行っています。また、社会福祉審議会児童福祉専門分科会に諮るとともに、児童養護施設や里親家庭で育った当事者、施設へのヒアリングを行っています。市町からもご意見をいただき、計画内容に反映させていきます。

### 3 中間案の概要

#### 総論 社会的養育の体制整備の基本的な考え方及び全体像（別冊7 P1～2）

児童虐待は一部の限られた親だけの問題ではなく、誰もがその当事者となってもおかしくないこと、また、社会的養育を必要とする家庭は、貧困やDV、精神疾患、家族・親族間の不和など、さまざまな問題が複合的に絡み合っているケースが少なくないことから、福祉、医療保健、教育、雇用など関連する施策を総動員し、虐待の未然防止から社会的養育を必要とする子どもの自立支援まで、切れ目のない支援を提供し、虐待の連鎖、貧困の連鎖を解消することが必要です。

したがって、基本理念を次のとおりとします。

『どのような家庭環境で育った子どもであっても、等しく愛情を受けて心身ともに健やかに成長し、夢と希望を持って未来を切り開いていける社会を目指す』

#### 各論 社会的養育の推進等にかかる具体的な取組方策

##### （1）各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

（別冊7 P3～6）

県内の18歳以下の人口は、平成21年から平成30年の10年間で約12%減少する一方、要保護児童の数は約3%増加していることから、要保護児童の18歳以下人口に占める割合は10年間で約17%増加（各年度の伸び率の平均1.8%）しています。児童虐待相談対応件数や、一時保護を行った子どもの数などの潜在的需要の伸びも考慮すると、今後も要保護児童の数は増加すると考えられます。

したがって、各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込みについては、平成30年の実績値（3歳未満：0.158%、3歳以上就学前：0.151%、学童期以降：0.226%）に、過去10年の伸び率の平均1.8%を毎年増加させた割合とします。

代替養育を必要とする子どもの数は、現状値（平成30年12月1日現在）で590人ですが、計画最終年度には600人を見込んでいます。

##### （2）里親等への委託の推進に向けた取組（別冊7 P7～14）

「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益の実現に向け、三重県では計画終了時（令和11年度）の里親等委託率について、目標値を就学前児童については現状約34%を60%、就学後児童については現状22.5%を40%とし、里親委託の一層の推進のため、フォスターリング業務の実施体制の構築に取り組みます。



フォスタリング業務とは、①里親のリクルート及びアセスメント、②里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、③子どもと里親家庭のマッチング、④子どもの里親委託中における里親養育への支援、⑤里親委託措置解除後における支援の一連の業務の包括的な実施体制をいいます。

県がフォスタリング業務の最終的な責任を担う一方で、民間のフォスタリング機関を育成するとともに積極的に活用し、地域の実情に合った実施体制の構築を進めていきます。

具体的には県内に4～6か所のフォスタリング機関を整備します。

### (3) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組（別冊7 P15～16）

制度改正により特別養子縁組における養子の年齢要件が原則15歳未満に引き上げられたことを受け、特別養子縁組の増加に向け、制度改正の内容を広く周知・啓発していきます。

また、フォスタリング機関の整備状況に合わせ、フォスタリング機関が特別養子縁組成立前後も一貫して相談を受けることができるよう、相談支援の体制づくりを進めます。

### (4) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組（別冊7 P17～21）

本体施設においても、できる限り良好な家庭的環境を実現するため、小舎制を解消し、小規模グループケア（オールユニット）化を一層推進します。また、全児童相談所管内に児童家庭支援センター、一時保護委託専用ユニット及びフォスタリング機関を整備します。さらに、里親委託の増加にあわせて、施設定員を見直します。加えて、施設がこれまでに培ってきたノウハウを活かし、施設が高機能化、小規模化等を行うにあたり、施設に必要な人材の確保や職員の資質向上に向けた取組を行います。

### (5) 当事者である子どもの権利擁護の取組（別冊7 P22～23）

一時保護や措置された子どもの権利擁護の観点から、当事者である子どもからの意見聴取や意見をくみ取る方策、子どもの権利を代弁する方策を整備していきます。また、児童福祉に関わる全ての関係者にアドボカシーの考え方を浸透させていくとともに、子どもの権利擁護の体制づくりを進めます。

### (6) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組（別冊7 P24～25）

児童養護施設や里親家庭で暮らす子どもたちは、自立の際に親からの支援が期待できない中で、高等教育機関への低い進学率や早期離職が課題となっています。施設、企業、NPOが連携協力し、施設退所前のリービングケアから退所後のアフターケアまで切れ目のない支援体制を整備していきます。

(7) 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組（別冊7 P26～28）

平成28年の児童福祉法改正により、市町における支援体制充実のため子ども家庭総合支援拠点の整備が努力義務となり、平成30年の児童虐待防止対策体制総合強化プランでは、令和4年度までに全市町村に設置することとなっています。現在県内には支援拠点が整備された市町がないことから、アドバイザーの派遣など、拠点の整備に向けた取組を強化します。

また、市町の児童相談体制の強化のため、市町の要保護児童対策地域協議会の運営に対する助言を行うとともに、研修会や児童相談所への職員の受入れ等により市町の児童相談対応の中心となる人材を育成します。

(8) 一時保護改革に向けた取組（別冊7 P29～30）

増加傾向にある保護ニーズに対応していけるよう、一時保護専用施設の整備や一時保護委託が可能な里親の確保等、受け皿の拡大を行います。

一時保護ガイドラインをふまえ、子どもの最善の利益を守るための保護、子どもの権利を守る仕組みなど県の一時保護所の見直しを進めます。

(9) 児童相談所の強化等に向けた取組（別冊7 P31～32）

児童相談所の相談件数増加と複雑化により、児童相談所には職員の充実が質、量ともに求められています。「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、職員の確保を着実に進めるとともに、適切な人材の配置、研修等による資質の向上に取り組めます。また、AI等先端技術の活用により、迅速、適確な児童相談対応や、業務の効率化、職員の負担軽減と事務のサポート体制の構築を進めます。

4 今後の予定

令和元年	12月	検討会議 パブリックコメント実施
令和2年	2月	社会福祉審議会児童福祉専門分科会（最終案）
	3月	常任委員会（最終案） 計画の策定

## 10 「子どもを虐待から守る条例」の改正について

### 1 条例改正の考え方

児童福祉法等の改正や児童虐待防止にかかる緊急総合対策等の国の動向、本県における児童虐待の現状および取組の成果をふまえるとともに、「三重県子ども条例」や現在策定中の「三重県社会的養育推進計画」等との整合を図るなどの見直しを行い、子どもの命を守る対策を充実します。

### 2 これまでの検討状況

有識者および福祉関係者等で構成する審議会での審議のほか、市町説明会を実施しました。

	開催日	審議内容
第1回三重県社会福祉審議会	8月2日	改正の趣旨、基本的な考え方等
第1回三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会	9月6日	改正の趣旨、基本的な考え方等
第6回三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会	9月19日	中間案に向けた検討
市町児童福祉主管課長会議	10月30日	中間案に向けた意見交換
第2回三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会	11月13日	中間案に向けた検討
第8回三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会	11月21日	中間案に向けた検討

### 3 条例改正案の概要

条例改正案（中間案）は、別冊8のとおりです。

なお、主なポイントは以下のとおりです。

- ・虐待があらゆる家庭において起こりうることから、虐待防止に向けた子育て家庭の孤立を防ぐことの重要性について規定。（第三条「基本的な考え方」）
- ・虐待の防止には、子どもや保護者を含む近隣社会との連帯が大切であり、県民がその理解を深めることについて規定。（第六条「県民の責務」）
- ・子ども自らが虐待について理解し、自らの安全を守ることへの支援について規定。（第十五条「子ども自身による安全確保への支援」）

### 4 今後の予定

令和元年 12月 パブリックコメント実施  
 令和2年 2月 社会福祉審議会（最終案の報告）  
 議案提出  
 3月 常任委員会（議案審議）  
 議決  
 公布

## 11 「三重県地域福祉支援計画」(中間案)について

### 1 計画の目的

「三重県地域福祉支援計画」は社会福祉法に基づく計画で、福祉に関し共通して取り組むべき事項や、市町における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項などを定めるものです。このたび、計画の中間案を取りまとめました。(別冊9のとおり)

### 2 計画のポイント

#### (1) 計画の基本理念

「みんな広く包み込む地域社会 三重」を理念に、地域における支え合いの体制や暮らしを支える取組を推進します。

#### (2) 生きづらさを抱える者への支援

これまで支援が行き届かなかった、ひきこもり状態にある者や若年無業者などの生きづらさを抱える者を対象と捉えます。また、「ひきこもり地域支援センター」等の支援機関が連携するとともに、「三重県生活相談支援センター」にアウトリーチ支援員を配置する等、包括的支援体制の整備を促進し、誰一人取り残さない支援を進めます。

#### (3) 市町との意見交換を重視した推進体制

地域福祉支援計画は、市町の地域福祉計画を支援することで、地域福祉を推進し、包括的支援体制の整備を進めるためのものです。

今年度、計画策定に関して14回の市町、市町社会福祉協議会との意見交換を行い、「市町だけで対応できない課題、広域で対応すべき課題など、地域の状況を話し合い、吸い上げ、広げる場があるとよい」との複数の意見があったところです。

このことから、計画策定後においても、定期的に市町や市町社会福祉協議会との情報共有や意見交換を実施していきます。

#### (4) 包括的支援体制整備に係る相談支援包括化推進員の養成

包括的支援体制整備は、地域共生社会実現に向けて核となる重要な取組です。

支援機関に配置され、制度の狭間や複合化した課題にも柔軟に対応できる人材となる「相談支援包括化推進員」がすべての市町で配置できるよう、人材の養成を広域的、専門的な視点から計画的に行います。

### 3 中間案の概要

#### 第1章 計画策定の基本的な考え方

##### (1) 計画策定の趣旨（別冊9 P1～13）

県内全域での地域福祉を一層推進し、多世代間の交流や助け合いによる地域共生社会における地域コミュニティ機能の確保をめざすため、三重県らしい「多様性」と「可能性」を含んだ持続可能な地域社会への道筋を示すものとして、新たな地域福祉支援計画を策定します。

##### (2) 計画策定の視点（基本姿勢）（別冊9 P14～15）

計画策定における基本姿勢として、「ノーマライゼーション」「ソーシャル・インクルージョン」「ダイバーシティ社会の推進」「『SDGs』の達成と『Society5.0』の実現」の4つの視点を重視しながら具体の施策展開を図っていきます。

##### (3) めざすべき方向性と着眼点（別冊9 P16）

計画の基本理念のキーワード「広く包み込む」の観点から、「生活課題の包括化」「対象の包括化」「相談・支援の包括化」「地域の包括化」「計画の包括化」の5つの「包括化（包み込む）」を着眼点に施策の方向性を定めていきます。

##### (4) 計画の位置付けと他計画との関係（別冊9 P17～18）

さまざまな生活課題に関係する各分野の計画による施策が相互に連携しながら、総合的な取組を機能させるためのものとして、この地域福祉支援計画を位置付け、横断的に施策を推進していきます。

##### (5) 計画期間（別冊9 P19）

令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

#### 第2章 地域福祉を取り巻く状況

##### (1) 人口・世帯の状況（別冊9 P20～21）

将来人口推計・高齢化率、一般世帯・高齢者世帯数

##### (2) 支援を必要とする人等の状況（別冊9 P22～42）

要介護（支援）者数、認知症高齢者数、高齢者虐待認定件数

障害者手帳所持者数、障害者虐待認定件数

ひとり親家庭世帯数、子どもの貧困率、児童虐待相談対応件数

保護率、自殺者数、再犯者数、外国人住民・労働者数、ひきこもり、非正規雇用者数、若年無業者数など

(3) 地域を支える人や地域資源等の状況 (別冊9 P43~49)

民生委員・児童委員数、ボランティア・NPO法人数、介護職員数、社会福祉法人数など

第3章 計画の基本的な考え方

(1) 計画の基本理念 (めざすべき姿) (別冊9 P50~51)

「みんな広く包み込む地域社会 三重」を理念とし、「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進します。

(2) 施策体系 (別冊9 P52~55)

基本理念で掲げるめざす姿を実現するため、次の3つの取組を柱に施策を展開していきます。

- ①地域における支え合い体制 (～包括的支援体制の構築～)
- ②暮らしを支える取組の推進 (～日常の暮らしの継続～)
- ③地域福祉を支える基盤整備 (～福祉サービスの充実～)

第4章 施策展開

(1) 地域における支え合い体制 (別冊9 P56~63)

①地域住民の居場所・住民交流の拠点づくり

・地域住民の集まる場は、地域住民の相談や情報交換の場であるとともに、新たな取組が生まれるきっかけともなる場であることから、サロン活動や子どもの居場所、外国人コミュニティへの支援など、地域住民の居場所づくりを促進していくことで、地域住民相互の交流を図ることができる拠点づくりの取組を推進します。

②地域住民による支援活動の推進

・地域の課題を「我が事」として考え、解決したいという気持ちを持った方を地域の担い手として活動につなげていけるよう、ボランティア活動の基盤整備に取り組むとともに、「支え手」「受け手」という関係を越えた地域住民による支援活動を推進します。

・地域福祉の推進役である民生委員・児童委員の担い手不足の改善に向けて、制度の一層の周知や活動しやすい環境づくりを進めます。

③市町における包括的な支援体制づくりへの支援

・各市町において包括的な支援体制が整備されるよう支援し、県内全域での地域福祉をより一層推進していきます。

・社会福祉協議会の取組の支援や連携を深め、社会福祉の増進や地域住民等が互いに支え合う地域社会づくりを支援します。

・相談・支援機関間の連携を深めるための取組や、市町の支援体制を広域的・専門的の観点から適切に支援することで、重層的な支援体制の構築を図っていきます。

#### ④ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- ・ユニバーサルデザインのまちづくりの考え方についての啓発活動や学習機会の提供、活動を担う人材の育成を行うことで、おもいやりの絆がつながり、すべての人が、自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくりを実現します。

### (2)暮らしを支える取組の推進（別冊9 P64～79）

#### ①高齢者・障がい者への支援

- ・「みえ高齢者元気・かがやきプラン」に基づき、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進に努めます。
- ・「みえ障がい者共生社会づくりプラン」に基づき、障がい者がライフステージをとおして、どこで誰と生活するかを選択する機会の確保、多様な働き方が選択でき、働くことを通じた自己実現の機会やレクリエーション・文化活動などに参加する機会の確保とともに、障がい者差別の解消および虐待の防止、情報保障など障がい者の権利擁護に取り組み、障がい者施策の推進を図ります。

#### ②子ども・子育て支援

- ・「第二期三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき施策を推進するとともに、「三重県社会的養育推進計画」に基づき、里親委託の推進、児童養護施設等の小規模化・多機能化の促進、社会的養護の子どもの自立支援、市町の子ども家庭支援体制の構築に向けた取組を行います。

#### ③生活困窮者等への支援

- ・さまざまな課題を抱えた生活に困窮する人に対する相談支援等を実施することで自立の促進を図ります。
- ・学校・地域の連携による教育の支援、子どもたちが安心できる居場所づくりなどの生活の支援、保護者に対する就労支援、経済的支援、身近な地域での支援体制の整備などについて、「第二期三重県子どもの貧困対策計画」や「第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、市町や関係団体と連携して総合的に取り組みます。

#### ④生きづらさを抱える者（ひきこもり、自殺、犯罪をした者など）への支援

- ・ひきこもりなど、生きづらさを抱えている人が、社会の中で孤立することなく、安心して生活できるよう、「ひきこもり地域支援センター」による支援者研修などに取り組みとともに、県、市町、関係機関・団体等で構成するネットワーク組織の連携を強化します。
- ・「三重県生活相談支援センター」にアウトリーチ支援員を配置し、複合的な課題に対応します。
- ・就職氷河期世代の本意ではない非正規雇用や無業の状態にある人に対する安定した就労に向けた支援の充実や、若年無業者の就労に向けて、相談から就職までの切れ目のない支援に取り組みます。

- ・ 犯罪をした者等による再犯を防止するため、「三重県再犯防止推進計画」に基づき、犯罪や非行をした者に対する息の長い社会復帰支援に取り組みます。
- ・ 「共生」と「予防」を車の両輪として、認知症の人や家族の視点を重視しながら、認知症施策を総合的に推進します。
- ・ がん診療連携体制の一層の充実を図るとともに、多職種との連携を推進します。
- ・ 難病患者等の療養生活の質の向上を図るため、生活・療養相談、就労支援を行います。
- ・ 医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材養成などの体制整備を進めます。
- ・ 外国人住民が抱える日常生活における課題の解決に向けた支援に、さまざまな主体と連携して取り組みます。
- ・ 多様な性的指向や性自認について社会の理解促進を図ります。

#### ⑤災害時要配慮者への支援

- ・ 災害福祉支援ネットワーク構築に向けた体制整備を進めます。
- ・ 被災時における介護職員等の応援・受援体制の整備を進めます。
- ・ 大規模災害時に県内外からの災害ボランティアを円滑に受け入れられるよう、みえ災害ボランティア支援センターの運営に参画するとともに、受援体制の整備を図ります。
- ・ 社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの設置運営について、平時からの研修や訓練の実施を推進します。

#### ⑥生活基盤の充実

- ・ 生活保護制度および生活困窮者自立支援制度において、関係機関等と連携し、個々の状況に応じた就労支援を行います。
- ・ 性別や年齢、国籍、障がいの有無等に関わらず、意欲や能力を十分発揮して働き続けられる職場環境づくりに取り組みます。
- ・ 公営住宅の安全性を確保し、適正な維持管理を推進するとともに、民間賃貸住宅の活用により住宅確保要配慮者への支援体制の充実を図ります。
- ・ 車を持たない高齢者などの円滑な移動を確保するため、関係分野と連携し、地域の実情に応じた取組を市町、事業者等と共に進めます。

#### ⑦権利擁護の推進

- ・ 権利擁護支援の地域連携ネットワークおよび中核機関の整備に向けた支援など、成年後見制度利用推進のための仕組みづくりを支援します。
- ・ 福祉サービスの適切な利用支援や日常生活における金銭管理の支援等を行うことにより、地域で自立した生活ができるよう支援します。
- ・ 障害者差別解消法の普及啓発を進めるとともに、虐待の防止と適切な対応を行うため、市町への支援や関係機関との連携強化等に取り組みます。



- ・消費者トラブルを防ぐため、市町における消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置を促進し、地域における見守り体制の構築を進めます。

#### ⑧多様な生活課題への対応

- ・多様な生活課題の解決に取り組むコミュニティソーシャルワーカーや生活支援コーディネーターの活動の促進を図ります。
- ・地域福祉活動への多様な担い手の参画と活動の活発化のために、寄附文化の醸成に向けた取組を推進します。
- ・企業との連携による地域福祉活動の支援の拡充に取り組みます。
- ・社会福祉法人が地域で行う公益的な取組を促進します。

### (3) 地域福祉を支える基盤整備（別冊9 P80～85）

#### ①福祉人材の確保

- ・三重県福祉人材センターや三重県保育士・保育所支援センターによる無料職業紹介等の事業のほか、市町や事業者団体等とともに、参入促進、資質向上、労働環境の改善等の取組を行います。
- ・福祉教育を推進し、地域福祉を担う人材としての活動につなげます。
- ・介護事業所等における労働環境の改善に向けた取組を支援します。
- ・外国人材の新規参入を促進します。
- ・保育士等の業務負担軽減に取り組むなど、保育人材の確保に努めます。

#### ②福祉サービスの質の向上

- ・効率的な指導監査等を実施し、適正な運営と健全な経営を確保します。
- ・みえ福祉第三者評価制度を普及促進し、サービスの質の向上を図ります。
- ・苦情解決体制の充実を図ります。
- ・福祉施設職員等の研修機会の充実を図ります。

#### ③福祉サービスの総合的提供方法のあり方

- ・包括的・継続的な在宅医療・介護の提供体制づくりを進め、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築を図ります。
- ・高齢者、障がい者の共生型サービスの普及を進めます。

#### ④福祉サービス提供におけるIT技術等の活用

- ・介護ロボットの導入に向けた事業者への支援、普及・啓発を行います。
- ・福祉サービス提供におけるIT技術等の活用に向けた取組を支援します。

## 第5章 推進体制

### (1) 地域福祉推進会議の設置（別冊9 P86）

市町による地域福祉計画に基づく計画的な地域福祉推進を支援するため、学識経験者や市町代表、県・市町社会福祉協議会、関係団体等で構成する会議体を設置し、この計画の進捗管理を行います。

## (2) 市町・社会福祉協議会との意見交換の実施（別冊9 P86）

市町および社会福祉協議会との意見交換や、先進的な取組事例等の市町間での情報共有等を図るため、市町および社会福祉協議会との意見交換の機会を設け、県地域福祉支援計画の推進を図るとともに、市町地域福祉計画の策定・改定や、計画に基づく取組を支援していきます。

## 第6章 進捗管理

### (1) 参考指標の設定（別冊9 P87）

計画における推進項目ごとに施策効果の参考とする指標を設定し、施策の実行による効果の把握・分析・評価を行い、この計画の進捗管理を行います。

## 4 今後の予定

令和元年	12月	パブリックコメント実施
令和2年	2月	社会福祉審議会（最終案）
	3月	常任委員会（最終案）
		計画の策定

## 施策体系（推進項目）

<b>推進項目 1</b>	<b>地域における支え合い体制（～包括的支援体制の構築～）</b>	
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町地域福祉計画の策定数（現状値：17 市町）</li> <li>・民生委員・児童委員の訪問回数（現状値：666,396 件）</li> <li>・相談支援包括化推進員養成数（新規）</li> <li>・ヘルプマークを知っている県民の割合（現状値：58.1%）</li> </ul>	
	<b>施策方向</b>	<b>取組項目</b>
	1. 地域住民の居場所・住民交流の拠点づくり	サロン活動への支援
		子どもの居場所づくり（子ども食堂 等）
		外国人コミュニティへの支援
	2. 地域住民による支援活動の推進	ボランティア活動への支援
		高齢者・障がい者の地域活動への支援
		民生委員・児童委員活動への支援
	3. 市町における包括的な支援体制づくりへの支援	相談支援包括化推進員の養成
		社会福祉協議会の取組への支援と連携強化
		相談・支援機関の連携推進
	4. ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	ユニバーサルデザインの意識づくり
		誰もが暮らしやすいまちづくり

<b>推進項目 2</b>	<b>暮らしを支える取組の推進（～日常の暮らしの継続～）</b>	
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立相談支援機関の面談・訪問・同行支援の延べ件数（現状値：8,736 件）</li> <li>・再犯者数（現状値：1,061 人）</li> <li>・福祉避難所の指定数（現状値：381 施設）</li> </ul>	
	<b>施策方向</b>	<b>取組項目</b>
	1. 高齢者・障がい者への支援	高齢者に対する支援の充実
		障がい者に対する支援の充実
	2. 子ども・子育て支援	子ども・子育て支援の充実
		社会的養育の推進
	3. 生活困窮者等への支援	生活困窮者自立支援の推進
		子どもの貧困対策

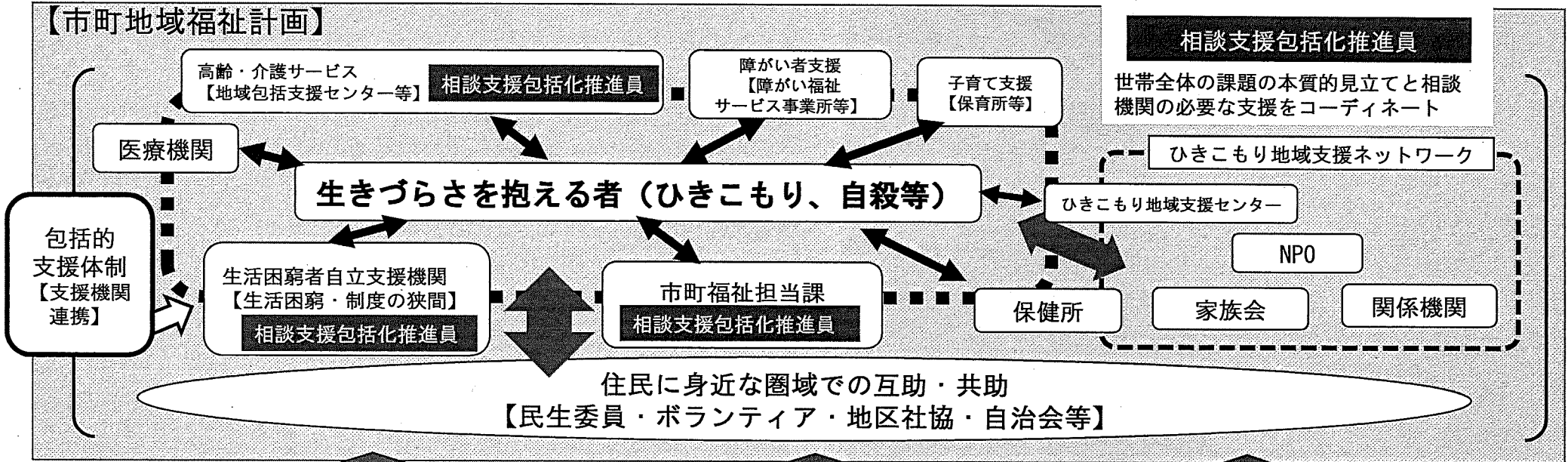
4. 生きづらさを抱える者 (ひきこもり、自殺、犯罪をした者など) への支援	ひきこもり・ニート
	自殺対策
	再犯防止の取組の推進
	認知症施策の推進
	がん・難病患者
	医療的ケア児・者
	外国人住民
	人権課題(多様な性のあり方、DV被害者等)
5. 災害時要配慮者への支援(福祉避難所、施設の防災対策・受援体制等)	
6. 生活基盤の充実	就労機会の充実 (就労支援、雇用の確保、多様な働き方の推進)
	住宅確保
	移動の確保
7. 権利擁護の推進	成年後見制度の利用促進
	福祉サービスの利用援助
	差別解消、虐待防止の取組の推進
	消費者被害の防止・救済
8. 多様な生活課題への対応 (孤独死、体の不自由な方のごみ出し、ごみ屋敷、高齢・障がい世帯の草刈り等)	

<b>推進項目3</b>	<b>地域福祉を支える基盤整備(～福祉サービスの充実～)</b>	
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内の介護職員数(現状値:27,818人)</li> <li>・ みえ福祉第三者評価の受審事業所数(現状値:285施設)</li> </ul>	
	施策方向	取組項目
1. 福祉人材の確保	福祉人材の確保	福祉人材の確保(福祉施設、介護施設、保育所)
		福祉教育の推進
		働きやすい福祉職場づくりへの支援
2. 福祉サービスの質の向上	効果的な指導監査等の実施	
	第三者評価の受審促進	
	苦情解決体制の充実	
	福祉人材の質の向上	
3. 福祉サービスの総合的提供方法のあり方	保健・医療との連携	
	共生型サービスの普及	
4. 福祉サービス提供におけるIT技術等の活用 (介護ロボットの導入支援、介護事業等のIT化の促進)		

# 推進項目 2-4

# 生きづらさを抱える者への支援

# イメージ



## 【県地域福祉支援計画】

主な取組（推進体制、人材育成、連携・ネットワーク）

市町を下支え

### 推進体制

- ・「三重県地域福祉推進会議」を設置
- ・市町及び市町社会福祉協議会との「定期的な意見交換」を実施

### 人材育成

- ・相談支援包括化推進員の養成
- ・県所管区域の「三重県生活相談支援センター」にアウトリーチ支援員を配置
- ・ひきこもり地域支援センターによる市町・保健所等の支援者の人材育成

### 連携・ネットワーク

- ・ひきこもり地域支援センターによるネットワークの構築
- ・就職氷河期世代活躍支援プラットフォームの構築
- ・地域福祉に貢献する企業との協定締結

## 12 「三重県再犯防止推進計画～犯罪や非行をした者を孤立させない～」 (中間案) について

### 1 計画の目的

「三重県再犯防止推進計画」は再犯防止推進法に基づく計画で、国の再犯防止推進計画で整理された重点課題をもとに、県の状況に応じた施策を講ずるものです。このたび、計画の中間案を取りまとめました。(別冊10のとおり)

### 2 計画のポイント

#### (1) 計画における県独自の観点について

計画の重点課題について、国の再犯防止推進計画と整合を図りつつ、5つに整理していますが、そのうち「犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導」に「犯罪被害者等の心情の理解」という県独自の視点を加えています。

犯罪や非行をした者が、被害者等の心情を理解し、その責任等を自覚することは、再び罪を犯さないためにも重要です。犯罪被害者等の支援に取り組む環境生活部等と連携して、矯正施設等での研修会の開催等に取り組んでいきます。

#### (2) 推進体制について

施策を効果的に推進し、連携を深めていくため、推進会議を開催し、取組の進捗管理を行うとともに、成果や課題についての具体的な情報共有や意見交換を行いながら、必要に応じて取組の内容を見直すなど、計画に柔軟性を持たせていきます。

### 3 中間案の概要

#### 第1章 計画の策定にあたって(別冊10 P1～8)

##### (1) 計画策定の趣旨

県においては、刑法犯認知件数が減少傾向にある一方、再犯率は上昇傾向にあり、約半数を占めるに至っています。

再犯防止推進法では、地方公共団体に対して、努力義務が課せられており、本県の地方再犯防止推進計画として、本計画を策定するものです。

##### (2) 計画の基本理念

「犯罪や非行をした者を孤立させない」を基本理念とし、国や市町、民間団体と連携しながら、犯罪や非行をした者に対する息の長い社会復帰支援に取り組むことで、再犯者数を減少させ、安全・安心な社会を実現していきます。

参考指標：平成29年の検挙者中の再犯者数 1,061人

目 標：令和6年の検挙者中の再犯者数を、平成29年比で、20%減とする。

### (3) 計画の位置付け

再犯防止推進法第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画とします。

計画の対象者は、再犯防止推進法第2条第1項に規定する犯罪をした者等とし、刑務所等の矯正施設出所者のほか、微罪処分者、起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、非行少年又は非行少年であった者等を含むものとします。

### (4) 計画の重点課題

国の再犯防止推進計画との整合を図り、次の5つを重点課題に位置付けるものとします。

- ①就労・住居の確保等
- ②保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③学校等と連携した修学支援の実施等
- ④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等及び犯罪被害者等の心情を理解するための取組
- ⑤民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等

### (5) 計画の期間

令和2年度から令和6年度の5年間

### (6) 推進体制

刑事司法関係機関をはじめとする国の関係機関、犯罪・非行の防止や更生保護に取り組む関係団体、市町や市町社会福祉協議会等との連携を図るとともに、県の関係部局間(教育委員会や警察本部を含む)の連携体制を整えていきます。

また、施策を効果的に推進し、連携を深めていくため、推進会議を開催し、取組の進捗管理を行うとともに、成果や課題についての具体的な情報共有や意見交換を行いながら、必要に応じて取組の内容を見直すなど、計画に柔軟性を持たせていきます。

#### [国の関係機関]

津地方検察庁、三重刑務所、宮川医療少年院、津少年鑑別所、津保護観察所

#### [関係団体等]

更生保護法人三重県更生保護事業協会

更生保護法人三重県保護会

三重県保護司会連合会(及び16保護司会)

三重県更生保護女性連盟(及び14地区会)

三重県BBS連盟(及び6地区会)

NPO法人三重県就労支援事業者機構(及び16協力雇用主会)

NPO法人三重ダルク

一般社団法人三重県社会福祉士会(三重県地域生活定着支援センター)

三重弁護士会

一方、三重県地域福祉支援計画においても、地域での暮らしに生きづらさを抱える者として、犯罪をした者等に対する再犯防止の取組の推進について取りあげ、一人では解決できない課題について、地域で支え合い、支援することの重要性を明記することとしており、両計画を連動した推進体制の充実を図っていきます。

## 第2章 今後取り組んでいく施策

### (1) 就労・住居の確保等のための取組（別冊10 P9～15）

#### ① 就労の確保等

刑務所再入所者のうち、7割以上が再犯時に無職であるなど、不安定な就労が再犯リスクに結びつきやすい状況となっています。

就労の支援は、刑務所や少年院で行われているとともに、保護観察所には協力雇用主が登録されていますが、適切な職業選択が困難な者や離職する者も少なくありません。また、軽度な障がい等により、福祉的支援が受けられないが、一般的就労も困難といった者への支援も必要です。

〔トピックス〕

- ・ 三重刑務所における就労支援への取組
- ・ NPO法人三重県就労支援事業者機構及び協力雇用主会の取組
- ・ 保護観察対象者の市町臨時職員としての雇用への取組

#### ② 住居の確保等

刑務所満期出所者のうち、適当な住居が確保されずに出所する者は、約4割にのぼっています。

地域社会で安定した生活を送るためには、適切な住居を確保することが、就労と並んで重要なところであり、また高齢や障がいのある満期出所者や起訴猶予者等で、地域生活定着支援センターが関わらず、保護観察所等の特別調整による受入先の調整が行われない者に対する支援も必要です。

〔トピックス〕

- ・ 更生保護法人三重県保護会の取組
- ・ 津保護観察所における住居の確保及び満期釈放者等対策の取組

### (2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組（別冊10 P16～22）

#### ① 高齢者又は障がい者等への支援等

刑務所出所後2年以内に再入所した者の割合は、世代別で65歳以上の高齢者が最も高いなど、高齢者や障がい者が再犯に至る場合、その期間が短い傾向にあります。

高齢者や障がい者に対しては、出所後の「出口支援」（保護観察所等の特別調整等）とともに、起訴猶予者等に対する「入口支援」も必要であり、検察庁等で進められていますが、本人が必要な支援を拒否する場合も少なくなく、また軽度な障がい等により、制度の狭間で必要なサービスにつながらない者への支援も必要です。



〔トピックス〕

- ・三重県地域生活定着支援センターの取組
- ・津地方検察庁における起訴猶予者等に対する入口支援の取組

②薬物依存を有する者への支援等

覚せい剤取締法違反の受刑者は、刑務所出所後2年以内に再入所した者の割合が、出所者全体に比べて高く、再犯の可能性が高い犯罪といえます。

一方、薬物事犯者は、薬物依存症という病で、薬物の再使用を防ぎ、適切な治療・支援を行えば回復できるという認識のもと、息の長い支援を行っていくことが必要であり、保護観察所や専門医療機関、民間の支援団体（ダルクや自助グループ）等が連携した支援が行われていますが、支援の体制や専門医療機関、自助グループの充実等も必要です。

〔トピックス〕

- ・津保護観察所における薬物依存対象者の引受人会の取組
- ・県こころの健康センター及びNPO法人三重ダルクの取組

(3) 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組（別冊10 P23～25）

現在、ほとんどの者が高等学校に進学している中、少年院入院者の30%近く、刑務所入所者の40%近くが進学しておらず、また高等学校中退者の割合も、少年院入院者の40%近くにのぼっています。

児童生徒の非行の未然防止への取組とともに、学校等と連携し、非行をした者の進学、中退の防止や中退者の復学等への支援も必要です。

(4) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導等の実施及び犯罪被害者等の心情を理解するための取組（別冊10 P26～32）

再犯の防止のためには、犯罪をした者等が有する様々な特性を把握したうえで、適切な指導等を継続的に行っていくことが必要です。

国の再犯防止推進計画では、再犯リスクが高い性犯罪者や暴力団関係者、可塑性の高い少年・若年者、虐待や性的被害による精神的な問題を抱える女性、発達上の課題を要する者に対して、特性に応じた指導等の充実が掲げられていることに加えて、県内でも増加する外国人が犯罪をした場合の対応や、犯罪をした者等の家族等への支援の充実が必要とされています。

また、県では、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復・軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的に、犯罪被害者等支援条例を制定（平成31年4月施行）するとともに、条例に基づき、犯罪被害者等支援施策を総合的、計画的に推進するため、犯罪被害者等支援推進計画（仮称）を令和元年12月に策定し、支援施策を進めることとしています。

多くの犯罪被害者等は、自分のような被害者が新たに生まれたいことを望んでおり、犯罪をした者等が犯罪被害者等の心情を理解し、自らの責任等を自覚するための取組についても、充実を図っていくことが必要です。

〔トピックス〕

- ・三重刑務所における性犯罪者の指導に係る取組
- ・宮川医療少年院の取組
- ・津少年鑑別所における法務少年支援センターの取組
- ・津保護観察所における加害者に犯罪被害者等の心情の理解を促すための取組
- ・県の犯罪被害者等支援のための取組

(5) 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組

(別冊 10 P33～37)

①民間協力者の活動の促進等

犯罪をした者等の更生や社会復帰支援については、従来から更生保護事業として、法務省（保護観察所）の主導で行われるとともに、保護司や更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティアや、少年警察ボランティア等の民間ボランティア、更生保護法人等の民間団体による長年の活動によって育まれてきたものであり、再犯の防止にも、これらの民間協力者の活動が不可欠ですが、近年では、保護司等の高齢化が進み、地域社会の人間関係の希薄化等による社会環境の変化もある中、新たな担い手の確保やボランティア活動の促進等が必要です。

〔トピックス〕

- ・三重県における更生保護女性会の取組
- ・保護司及び保護司会とその任務
- ・津保護観察所における保護司の安定的確保に向けた取組

②広報・啓発活動の推進等

国では終戦直後の約 70 年前から全国的に“社会を明るくする運動”が展開され、毎年 7 月が「強調月間」とされています。また、再犯防止推進法の施行により、平成 30 年から 7 月は「再犯防止啓発月間」ともされました。しかしながら、更生保護や再犯防止の概念は、国民にとって必ずしも身近なものでなく、国民の関心と理解が得にくいというえ、保護司等の民間協力者の活動についても、十分に認知されていない現状にあり、更なる広報・啓発活動が必要です。

4 今後の予定

令和元年	12月	パブリックコメント実施
令和2年	2月	社会福祉審議会（最終案）
	3月	常任委員会（最終案）
		計画の策定

「三重県再犯防止推進計画」における施策と取組

1	就労・住居の確保等のための取組
	(1) 就労の確保等
	① 就職に向けた相談・支援等の充実
	② 犯罪をした者等を雇用する企業等の開拓、社会的評価の向上
	③ 地方公共団体による保護観察対象者の雇用
	④ 関係機関・団体との連携強化
	(2) 住居の確保等
	① 公営住宅への優先入居による支援
	② 住宅セーフティネット制度の活用促進
	③ 更生保護施設に対する援助・協力
	④ その他の取組
2	保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
	(1) 高齢者又は障がい者等への支援等
	① 保健医療・福祉サービスの提供
	② 関係機関・団体との連携の強化
	③ 地域福祉支援計画等の策定への対応
	(2) 薬物依存を有する者への支援等
	① 薬物依存に関する治療・支援につなげる取組
	② 関係機関との連携
	③ 薬物事犯者の家族に対する支援
	④ 民間団体への支援
	⑤ 薬物依存に関する適切な広報・啓発
3	学校等と連携した修学支援の実施等のための取組
	① 児童生徒の非行の未然防止等
	② 学校等と連携した立ち直り支援
	③ 学校や地域社会において再び学ぶための支援
4	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等及び 犯罪被害者等の心情を理解するための取組
	① 少年・若年者に対する支援等
	② 女性の抱える問題に応じた支援等
	③ 発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する支援等
	④ 性犯罪者・ストーカー加害者に対する指導等
	⑤ 暴力団関係者等に対する指導等
	⑥ 外国人に対する支援等
	⑦ 犯罪をした者等の家族等に対する支援等
	⑧ 犯罪被害者等の心情を理解するための取組
5	民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組
	(1) 民間協力者の活動の促進等
	① 民間ボランティアの確保
	② 民間ボランティアの活動に対する支援の充実
	③ 更生保護施設等による再犯防止活動の促進等
	(2) 広報・啓発活動の推進等
	① 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進
	② 民間協力者に対する表彰

# 三重県再犯防止推進計画 ～犯罪や非行をした者を孤立させない～ について

全国刑法犯認知件数は、平成14年をピークに減少傾向にある一方、再犯者率は上昇傾向

## 三重県の状況

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
検挙人数	2,447人	2,278人	2,159人	2,193人
再犯者	1,121人	1,049人	1,063人	1,061人
再犯者率	45.8%	46.0%	49.2%	48.4%

国：再犯防止推進法制定（平成28年12月）、再犯防止推進計画の策定（平成29年12月）  
※県及び市町に再犯防止推進計画の策定努力義務化

○再犯の背景には複雑な要因  
○出所後に「仕事」や「住居」がなく、社会的に孤立し、悪循環に陥っている。

## 三重県再犯防止推進計画の策定

基本理念「犯罪や非行をした者を孤立させない」

目標：平成29年の再犯者数を令和6年に20%削減

①就労・住居の確保

②保健医療・福祉サービス利用の促進

③学校等と連携した修学支援の実施等

④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導及び犯罪被害者等の心情を理解する取組

⑤民間協力者の活動等、広報・啓発活動等

国・県・市町・関係団体連携した推進体制

### 13 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和元年9月18日～令和元年11月24日)

(子ども・福祉部)

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和元年9月19日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 佐々木 光明 他3名
4 諮問事項	1 児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について 2 子どもを虐待から守る条例の改正について
5 調査審議結果	1 児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に基づく、児童死亡事例の検証を行った。 2 今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。 3 子どもを虐待から守る条例の改正について報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会健やか親子推進部会
2 開催年月日	令和元年10月4日
3 委員	部会長 二井 栄 委員 森川 文博 他7名
4 諮問事項	1 「健やか親子いきいきプランみえ(第2次)」の中間評価について 2 「健やか親子いきいきプランみえ(第2次)」の指標の見直しについて
5 調査審議結果	上記事項について報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県聴覚障害者支援センター指定管理者選定委員会
2 開催年月日	令和元年10月9日
3 委員	委員長 武田 誠一 委員 高井 幹雄 他3名
4 諮問事項	三重県聴覚障害者支援センター指定管理候補者選定に関する審査について
5 調査審議結果	選定委員会において審査を行った結果、一般社団法人三重県聴覚障害者協会が指定管理候補者として相応しいとの審議結果となった。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会
2 開催年月日	令和元年10月15日
3 委員	部会長代理 長谷川 正裕 委員 増田 佐和子 他3名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	13名の医師について審査し、すべて同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会
2 開催年月日	令和元年10月17日
3 委員	会長 白石 葉子 委員 松田 靖利 他9名
4 諮問事項	1 会長・副会長の選出について 2 「第3次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」の実績及び「第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」の取組について 3 ヘルプマークの普及について 4 三重おもいやり駐車場利用証制度について 5 「県有施設のUD整備指針（仮称）」の策定に係る取組状況について
5 調査審議結果	1 会長・副会長の選出を行った。 2～5の事項について報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和元年10月17日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 佐々木 光明 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	1 児童福祉法第28条に基づく児童養護施設への措置等の審議を行った。 2 児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に基づく、児童死亡事例の検証を行った。 3 今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会
2 開催年月日	令和元年11月13日
3 委員	会長 藤原 正範 委員 宇佐美 直樹 他10名
4 諮問事項	1 子どもを虐待から守る条例の改正について 2 三重県社会的養育推進計画の策定について 3 第二期三重県子どもの貧困対策計画の策定について 4 第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画の策定について
5 調査審議結果	上記事項について報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県障害者施策推進協議会
2 開催年月日	令和元年11月19日
3 委員	会長 菊池 紀彦 委員 阿部 晋一 他12名
4 諮問事項	1 三重県障がい者施策年次報告について 2 障がい者差別解消に係る取組状況について 3 三重県障害者自立支援協議会開催結果報告について
5 調査審議結果	上記事項について報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和元年11月21日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 佐々木 光明 他3名
4 諮問事項	1 児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について 2 子どもを虐待から守る条例の改正について
5 調査審議結果	1 児童福祉法第28条に基づく児童養護施設への措置等の審議を行った。 2 児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に基づく、児童死亡事例の検証を行った。 3 今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。 4 子どもを虐待から守る条例の改正について報告し、意見交換を行った。
6 備考	